
令和 7 年度予算資料

松 本 市

目 次

1	令和7年度 国・地方の予算	
(1)	令和7年度 国の歳入歳出予算	1
(2)	令和7年度 地方財政収支見通しの概要	3
(3)	地方税制改正（案）の概要	5
2	市税一覧	7
3	地方交付税	9
4	市債	11
5	使用料・手数料及び貸付料の改定状況	15
6	地方消費税率引上げ分の状況（松本市・令和7年度当初予算）	34
7	人件費（一般会計）	35
8	国民健康保険事業【健康福祉部】	37
9	後期高齢者医療事業【健康福祉部】	41
10	介護保険事業【健康福祉部】	43
11	市内路線等（歩道等、道路、街路、雨水渠）整備事業【建設部】	
-1	交通安全施設等整備事業	49
-2	道路橋りょう新設改良事業	51
-3	街路整備事業	57
-4	雨水渠改良事業	58

1 令和7年度 国・地方の予算

(1) 令和7年度 国の歳入歳出予算

ア 一般会計歳入歳出概算

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初)(A)	令和7年度 概算額(B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	696,080	784,400	88,320	12.7
2. そ の 他 収 入	75,147	84,525	9,378	12.5
3. 公 債 金	354,490	286,490	△ 68,000	△ 19.2
(1) 公 債 金	65,790	67,910	2,120	3.2
(2) 特 例 公 債 金	288,700	218,580	△ 70,120	△ 24.3
合 計	1,125,717	1,155,415	29,698	2.6
歳 出				
1. 一 般 歳 出	677,764	682,452	4,689	0.7
2. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	177,863	190,784	12,921	7.3
3. 国 債 費	270,090	282,179	12,089	4.5
合 計	1,125,717	1,155,415	29,698	2.6

(注1)計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2)計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

イ 一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初)(A)	令和7年度 概算額(B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
				%
社 会 保 障 関 係 費	377,193	382,778	5,585	1.5
文 教 及 び 科 学 振 興 費	54,716	55,496	780	1.4
うち科学技術振興費	(14,092)	(14,221)	(129)	(0.9)
国 債 費	270,090	282,179	12,089	4.5
恩 給 関 係 費	771	623	△ 149	△ 19.3
地 方 交 付 税 交 付 金 等	177,863	190,784	12,921	7.3
防 衛 関 係 費	79,172	86,691	7,519	9.5
公 共 事 業 関 係 費	60,828	60,858	30	0.0
経 済 協 力 費	5,041	5,050	9	0.2
中 小 企 業 対 策 費	1,693	1,695	1	0.1
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	8,329	8,111	△ 218	△ 2.6
食 料 安 定 供 給 関 係 費	12,618	12,609	△ 9	△ 0.1
そ の 他 の 事 項 経 費	57,403	58,543	1,140	2.0
原油価格・物価高騰対策及び 賃上げ促進環境整備対応予備費	10,000	-	△ 10,000	-
予 備 費	10,000	10,000	-	-
合 計	1,125,717	1,155,415	29,698	2.6

(注)前年度予算額は、7年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

(2) 令和7年度 地方財政収支見通しの概要

ア 歳入歳出総括表

項 目			令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
歳入	地方税		454,493 億円	427,329 億円	6.4 %
	地方譲与税		29,661 億円	27,293 億円	8.7 %
	地方特例交付金等		1,936 億円	11,320 億円	▲ 82.9 %
	地方交付税		189,574 億円	186,671 億円	1.6 %
	地方債		59,602 億円	63,103 億円	▲ 5.5 %
	うち臨時財政対策債		0 億円	4,544 億円	皆減 %
	復旧・復興事業債		▲ 33 億円	▲ 8 億円	312.5 %
	一般財源充当事当分		▲ 217 億円	▲ 169 億円	28.4 %
	歳入合計		約 970,100 億円	936,388 億円	約 3.6 %
	「一般財源」		675,414 億円	656,980 億円	2.8 %
(交付団体ベース)		637,714 億円	627,180 億円	1.7 %	
歳出	給与関係経費	約	209,800 億円	202,292 億円	約 3.7 %
	退職手当以外	約	198,600 億円	191,527 億円	約 3.7 %
	退職手当	約	11,200 億円	10,765 億円	約 4.0 %
	一般行政経費	約	456,000 億円	436,893 億円	約 4.4 %
	補助分	約	265,800 億円	251,417 億円	約 5.7 %
	単独分	約	158,900 億円	153,861 億円	約 3.3 %
	うちデジタル活用推進事業費（仮称）		1,000 億円	- 億円	皆増 %
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	約	15,000 億円	14,915 億円	約 0.6 %
	新しい地方経済・生活環境創生事業費（仮称）		12,000 億円	12,500 億円	▲ 4.0 %
	うち地方創生推進費		10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	うち地域デジタル社会推進費		2,000 億円	2,500 億円	▲ 20.0 %
	地域社会再生事業費		4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
	公債費	約	107,300 億円	108,961 億円	約 ▲ 1.5 %
	維持補修費	約	15,500 億円	15,344 億円	約 1.0 %
	うち緊急浚渫推進事業費		1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
	投資的経費	約	121,100 億円	119,896 億円	約 1.0 %
	直轄・補助分	約	57,500 億円	56,259 億円	約 2.2 %
	単独分	約	63,600 億円	63,637 億円	約 0.0 %
	うち緊急防災・減災事業費		5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	うち公共施設等適正管理推進事業費		5,000 億円	4,800 億円	4.2 %
	うち緊急自然災害防止対策事業費		4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
	うち脱炭素化推進事業費		1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
	公営企業繰出金	約	22,800 億円	23,202 億円	約 ▲ 1.7 %
	うち企業債償還費普通会計負担分	約	12,400 億円	13,059 億円	約 ▲ 5.0 %
	水準超経費		37,700 億円	29,800 億円	26.5 %
	歳出合計	約	970,100 億円	936,388 億円	約 3.6 %
	（ 交付団体ベース ）	約	932,400 億円	906,588 億円	約 2.8 %
	地方一般歳出		約	812,800 億円	784,568 億円

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

イ 令和7年度地方交付税総額算定基礎（通常収支分）

（単位：億円、％）

区 分		令和7年度 当初予算額 A	令 和 6 年 度			増 減 額		増 減 率	
			当初予算額 B	補 正 額 C	補 正 後 B + C = D	A - B E	A - D F	E/B (%)	F/D (%)
国 税	所 得 税 (ア)	232,870	179,050	22,040	201,090	53,820	31,780	30.1	15.8
	法 人 税 (イ)	192,450	170,460	10,080	180,540	21,990	11,910	12.9	6.6
	酒 税 (ウ)	11,740	12,090	－	12,090	△350	△350	△2.9	△2.9
	消 費 税 (エ)	249,080	238,230	5,200	243,430	10,850	5,650	4.6	2.3
一 般 会 計	(ア) × 33.1%	77,080	59,266	7,295	66,561	17,814	10,519	30.1	15.8
	(イ) × 33.1%	63,701	56,422	3,336	59,759	7,279	3,942	12.9	6.6
	(ウ) × 50%	5,870	6,045	－	6,045	△175	△175	△2.9	△2.9
	(エ) × 19.5%	48,571	46,455	1,014	47,469	2,116	1,102	4.6	2.3
	小 計	195,222	168,188	11,646	179,833	27,034	15,388	16.1	8.6
	令和5年度国税4税決算精算分	－	－	6,679	6,679	－	△6,679	－	皆減
	平成28年度国税4税決算精算分	△449	△449	－	△449	－	－	0.0	0.0
	過年度補正予算精算分	△6,854	△4,684	－	△4,684	△2,170	△2,170	46.3	46.3
	小 計(法定率分等)	187,919	163,055	18,324	181,380	24,864	6,539	15.2	3.6
	既往法定加算等	929	3,488	－	3,488	△2,559	△2,559	△73.4	△73.4
	臨時財政対策特例加算額	－	－	－	－	－	－	0.0	0.0
	計 (一般会計繰入れ)	188,848	166,543	18,324	184,868	22,305	3,980	13.4	2.2
特 別 会 計	地方法人税法法定率分	21,773	19,750	1,309	21,059	2,023	714	10.2	3.4
	令和5年度地方法人税法決算精算分	－	－	1,114	1,114	－	△1,114	－	皆減
	平成28年度地方法人税法決算精算分	△0	△0	－	△0	－	－	0.0	0.0
	返 還 金	2	0	－	0	2	2	4259.9	4,259.9
	特別会計借入金償還額	△28,000	△5,000	－	△5,000	△ 23,000	△ 23,000	460.0	460.0
	特別会計借入金利子充当分	△2,270	△1,965	－	△1,965	△305	△305	15.5	15.5
	特別会計剰余金の活用	400	500	－	500	△100	△100	△20.0	△20.0
	地方公共団体金融機構の公庫債 権金利変動準備金の活用	2,000	2,000	△2,000	－	－	2,000	0.0	皆増
	前年度からの繰越金	6,822	4,843	－	4,843	1,979	1,979	40.9	40.9
	翌年度への繰越金	－	－	△6,822	△6,822	－	6,822	－	皆減
	計	189,574	186,671	11,926	198,597	2,904	△9,022	1.6	△4.5
地方 交付 税	合 計	189,574	186,671	11,926	198,597	2,904	△9,022	1.6	△4.5
	内 普 通 交 付 税	178,198	175,470	10,529	186,000	2,728	△7,802	1.6	△4.2
	内 特 別 交 付 税	11,377	11,200	1,397	12,597	176	△1,220	1.6	△9.7

（注）表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

(3) 地方税制改正（案）の概要

ア 令和7年度税制改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人住民税における給与所得控除の見直しや大学生年代の子等に関する特別控除の創設等の措置のほか、企業版ふるさと納税制度の延長、e L T A Xを経由して納税通知書等の副本を電子的に送付する仕組みの導入等の税制上の措置を講ずるとともに、固定資産税に係る税負担軽減措置等の税制上の措置を延長することとしています。

イ 主な改正内容

(ア) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保証額について、65万円（現行55万円）に引き上げ

(イ) 大学生世代の子等に関する特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生世代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入（控除額：最高45万円）

(ウ) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引き上げ

※上記の改正は、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用

(エ) 固定資産税の課税標準の特例措置の延長等

中小企業が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る課税標準の特例について、賃上げを後押しするよう見直しを行ったうえ、適用期限を2年に限り延長

(オ) 二輪車の車両区分の見直し

原動機自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のもの（新基準原付）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とする。

2 市税一覧

税 目	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		6 年度対比増減額	
	当初予算額 (A)	最終見込 調 定 額	最終見込 決 算 額 (B)	当初予算 調 定 額	当 初 予 算 額 (C)	7 当初 － 6 当初 (C)－(A)	7 当初 － 6 見込 (C)－(B)
市民税個人	13,579,000	14,259,000	14,026,000	15,502,000	15,153,000	1,574,000	1,127,000
均等割	364,000	380,000	377,000	375,000	370,000	6,000	△ 7,000
所得割	13,157,000	13,646,000	13,555,000	14,911,000	14,729,000	1,572,000	1,174,000
滞納繰越分	58,000	233,000	94,000	216,000	54,000	△ 4,000	△ 40,000
市民税法人	3,174,000	3,655,000	3,622,000	3,457,000	3,418,000	244,000	△ 204,000
均等割	973,000	957,000	952,000	957,000	955,000	△ 18,000	3,000
税 割	2,193,000	2,682,000	2,667,000	2,459,000	2,453,000	260,000	△ 214,000
滞納繰越分	8,000	16,000	3,000	41,000	10,000	2,000	7,000
固定資産税	15,977,400	16,273,400	16,103,400	16,434,000	16,123,000	145,600	19,600
現年課税分	15,781,000	15,959,000	15,880,000	16,135,000	15,941,000	160,000	61,000
滞納繰越分	51,000	169,000	78,000	155,000	38,000	△ 13,000	△ 40,000
交付金	145,400	145,400	145,400	144,000	144,000	△ 1,400	△ 1,400
軽自動車税	867,000	898,000	878,000	927,000	903,000	36,000	25,000
種別割現年課税分	807,000	814,000	807,000	843,000	833,000	26,000	26,000
種別割滞納繰越分	5,000	18,000	5,000	18,000	4,000	△ 1,000	△ 1,000
環境性能割	55,000	66,000	66,000	66,000	66,000	11,000	0
市たばこ税	1,644,000	1,615,000	1,615,000	1,615,000	1,615,000	△ 29,000	0
現年課税分	1,644,000	1,615,000	1,615,000	1,615,000	1,615,000	△ 29,000	0
入湯税	100,000	97,000	97,000	100,000	100,000	0	3,000
現年課税分	100,000	97,000	97,000	100,000	100,000	0	3,000
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	1,705,000	1,748,000	1,729,000	1,771,000	1,737,000	32,000	8,000
現年課税分	1,700,000	1,730,000	1,721,000	1,755,000	1,733,000	33,000	12,000
滞納繰越分	5,000	18,000	8,000	16,000	4,000	△ 1,000	△ 4,000
合 計	37,046,400	38,545,400	38,070,400	39,806,000	39,049,000	2,002,600	978,600
現年課税分	36,919,400	38,091,400	37,882,400	39,360,000	38,939,000	2,019,600	1,056,600
滞納繰越分	127,000	454,000	188,000	446,000	110,000	△ 17,000	△ 78,000

(単位:千円、%)

徴収率			伸率				構成比		備考
6年度		7年度	6当初	6見込	7当初	7当初	6年度	7年度	
当初	見込	当初	/5当初	/5決算	/6当初	/6見込	当初	当初	
97.6	98.4	97.7	△ 3.5	△ 4.5	11.6	8.0	36.7	38.7	○前年度当初課税実績に総所得金額等の伸び、景気動向等を勘案して見積 ・過去3年間の給与所得の伸び率のうち、最も高い率+3.18%で見積 ・所得割は、定額減税の対象が同一生計配偶者分のみとなるため増 (R6減税額1,028,000千円 → R7減税額3,204千円)
98.8	99.3	98.8	△ 13.1	△ 13.3	1.6	△ 1.9	1.0	0.9	
98.8	99.3	98.8	△ 3.2	△ 4.3	11.9	8.7	35.5	37.7	
25.0	40.4	25.0	△ 4.9	6.8	△ 6.9	△ 42.6	0.2	0.1	
99.0	99.1	98.9	△ 0.6	13.9	7.7	△ 5.6	8.5	8.7	○GDP+1.2% (R6.7~R6.9四半期2次速報値年率換算) ○税割 ・令和6年度見込から日銀の申告額を除き上記GDPを反映し推計 ○均等割 令和6年度見込と同額
99.8	99.5	99.8	0.9	△ 0.1	△ 1.8	0.3	2.6	2.4	
99.8	99.5	99.8	△ 1.3	19.9	11.9	△ 8.0	5.9	6.3	
25.0	20.8	25.0	14.3	0.0	25.0	233.3	0.0	0.0	
97.9	99.0	98.1	1.1	△ 0.2	0.9	0.1	43.1	41.3	○対前年度比予算伸び率 ・土地 +0.43% 負担調整及び地目変更による増 ・家屋 +2.30% 新增築家屋による増 ・償却 △1.12% 設備投資の減
98.8	99.5	98.8	1.1	△ 0.3	1.0	0.4	42.6	40.8	
25.0	46.2	25.0	10.9	9.9	△ 25.5	△ 51.3	0.1	0.1	
100.0	100.0	100.0	0.5	0.5	△ 1.0	△ 1.0	0.4	0.4	
97.2	97.8	97.4	2.5	3.3	4.2	2.8	2.3	2.3	○種別割 ・旧税率適用台数の減、新税率適用及び重課適用台数の増 ○環境性能割 ・11月調定までは実績値、12月~3月はR5年度実績値にR6年度4月~11月の対前年度の伸び率14.8%を反映
98.8	99.1	98.8	3.2	2.7	3.2	3.2	2.2	2.1	
25.0	30.3	25.0	0.0	△ 16.7	△ 20.0	△ 20.0	0.0	0.0	
100.0	100.0	100.0	△ 6.8	13.8	20.0	0.0	0.2	0.2	
100.0	100.0	100.0	3.7	△ 1.1	△ 1.8	0.0	4.4	4.1	○売り渡し本数 ・249,178千本 → 246,495千本
100.0	100.0	100.0	3.7	△ 1.1	△ 1.8	0.0	4.4	4.1	
100.0	100.0	100.0	20.5	△ 1.0	0.0	3.1	0.3	0.3	○入湯客数 ・令和6年度当初予算並み(令和6年度決算見込 対前年度比 宿泊客△0.9%、日帰客+1.6%)
100.0	100.0	100.0	20.5	△ 1.0	0.0	3.1	0.3	0.3	
100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
98.0	98.9	98.1	0.4	0.4	1.9	0.5	4.6	4.4	○対前年度比予算伸び率 ・土地 +1.24% 負担調整及び地目変更による増 ・家屋 +2.37% 新增築家屋による増
98.8	99.5	98.8	0.4	0.3	1.9	0.7	4.6	4.4	
25.0	46.4	25.0	0.0	14.3	△ 20.0	△ 50.0	0.0	0.0	
97.9	98.8	98.1	△ 0.6	△ 0.6	5.4	2.6	100.0	100.0	
98.9	99.5	98.9	△ 0.6	△ 0.7	5.5	2.8	99.7	99.8	
25.0	41.4	25.0	2.4	7.4	△ 13.4	△ 41.5	0.3	0.2	

3 地方交付税

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
需 要 額	基準財政需要額(一本算定)	49,107,781			
	基準財政需要額	49,228,553	50,842,537	50,030,030	50,366,206
	臨時財政対策債振替額	△ 3,239,500	△ 5,628,269	△ 2,370,530	△ 1,394,530
	前年度以前の錯誤(見込)額		△ 2,004	△ 4,162	33,107
	計	45,989,053	45,212,264	47,655,338	49,004,783
	前年度算定対比	3.4%	△ 1.7%	5.4%	2.8%
収 入 額	基準財政収入額	33,537,241	32,065,509	33,885,692	34,893,089
	前年度以前の錯誤(見込)額		△ 13,655		92
	計	33,537,241	32,051,854	33,885,692	34,893,181
	前年度算定対比	4.9%	△ 4.4%	5.7%	3.0%
交付基準額		12,451,812	13,160,410	13,769,646	14,111,602
調整率		0.0005108860	0.0006896400	0.0008271040	0.0004508690
調整額		23,495	31,180	39,416	22,095
交 付 額	普通交付税 (合併算定替による増分)	12,428,317	13,129,230	13,730,230	14,089,507
			(国補正予算による再算定後) 15,054,570	(国補正予算による再算定後) 14,128,615	(国補正予算による再算定後) 14,628,019
		(83,622)			
	前年度算定対比 (下段予算対比)	△ 0.1%	5.6%	4.6%	2.6%
	臨時財政対策債 発行可能額	3,239,500	5,628,269	2,370,530	1,394,530
	前年度算定対比 (下段予算対比)	△ 5.3%	73.7%	△ 57.9%	△ 41.2%
	普通交付税 臨時財政対策債 計	15,667,817	18,757,499	16,100,760	15,484,037
	前年度算定対比	△ 1.2%	19.7%	△ 14.2%	△ 3.8%
	特別交付税	1,294,984	1,463,466	1,337,202	1,363,366
	前年度算定対比	1.6%	13.0%	△ 8.6%	2.0%
	計	16,962,801	20,220,965	17,437,962	16,847,403
	前年度算定対比 (下段予算対比)	△ 1.0%	19.2%	△ 13.8%	△ 11.4%
財政力指数					
(単年度)		0.739	0.709 (0.681)	0.711 (0.706)	0.713 (0.705)
(3年平均)		0.732	0.727 (0.718)	0.720 (0.709)	0.711 (0.697)
標準財政規模		58,373,907	59,472,652	59,145,070	59,837,387

※1 令和3～6年度は、国の補正に伴う追加交付があったことから、比較のため、再算定前の数値

※2 財政力指数及び標準財政規模は一本算定数値(合併算定替えは令和2年度まで)

※3 財政力指数の()書きは、再算定後の数値

(単位:千円)

令和6年度 当初予算額①	令和6年度 算定結果② (特別交付税は見込額)	令和7年度 当初予算額③	増 減 対前年度予算 (③-①)	増 減 対前年度算定結果 (③-②)
50,453,285 △ 637,300	51,098,971 △ 676,420	51,716,146 0	1,262,861 637,300	617,175 676,420
49,815,985 1.7%	50,422,551 2.9%	51,716,146 2.6%	1,900,161	1,293,595
35,219,985	35,151,840 4	36,290,681	1,070,696	1,138,841
35,219,985 0.9%	35,151,844 0.7%	36,290,681 3.2%	1,070,696	1,138,837
14,596,000	15,270,707 0.0006892460	15,425,465	829,465	154,758
	34,754			
14,596,000	15,235,953	15,425,000	829,000	189,047
	(国補正予算による再算定後) 16,268,145			
3.6% R5当初予算対比 8.0%	8.1% R6当初予算対比 4.4%	1.2% R6当初予算対比 5.7%		
637,300 △ 54.3% R5当初予算対比 △ 52.1%	676,420 △ 51.5% R6当初予算対比 6.1%	0 皆減 R6当初予算対比 皆減	皆減	皆減
15,233,300 △ 1.6%	15,912,373 2.8%	15,425,000 △ 3.1%	191,700	△ 487,373
600,000 △ 56.0%	1,200,000 △ 12.0%	600,000	0	△ 600,000
15,833,300 △ 6.0% R5当初予算対比 2.5%	17,112,373 1.6% R6当初予算対比 8.1%	16,025,000 △ 6.4% R6当初予算対比 1.2%	191,700	△ 1,087,373
0.707	0.697 (0.684)	0.702	△ 0.005	0.005
0.710 (0.706)	0.707 (0.698)	0.704 (0.697)	△ 0.006 (△ 0.009)	△ 0.003 (△ 0.001)
60,066,203	60,667,375	61,647,325	1,581,122	979,950

4 市 債

(1) 一般会計

(単位：千円)

事業名			充当率	普通 交付税 措置率	資金区分	償還 期間 ※	当初予算額	普通 交付税 算入額
区分	事業名	事業内容						
総務債	庁舎等整備事業費充当債	E V 購入事業	90%	27%	金融機構	5(1)	5,100	1,530
		E V 充電設備設置事業	90%	27%	金融機構	10(1)	2,500	750
	地域防災無線整備事業費充当債	防災行政無線屋外拡声子局機器更新事業及び拡張整備事業	100%	70%	金融機構	10(1)	93,400	65,380
	公共施設解体事業費充当債	丸の内柳町旧倉庫併用住宅解体事業、四賀会田倉庫解体事業	90%	0%	銀行等	10(1)	45,700	0
	消防水利整備事業費充当債	消防水利整備事業（耐震性防火水槽整備）	100%	70%	金融機構	10(1)	34,200	23,940
	県衛星系防災行政無線更新事業費充当債	県衛星系防災行政無線更新事業	100%	70%	金融機構	10(1)	19,500	13,650
	波田扇子田運動公園移設整備事業費充当債	波田扇子田運動公園移設整備事業	75%	0%	銀行等	10(1)	137,300	0
	スポーツ施設管理運営費充当債	波田中沢マレットゴルフ場解体	90%	0%	銀行等	10(1)	1,400	0
	波田中央運動広場整備事業費充当債	波田中央運動広場整備事業	75%	0%	銀行等	10(1)	221,900	0
総務債計							561,000	105,250
民生債	障がい者就労支援事業費充当債	岡田希望の家改修事業	90%	27%	金融機構	10(1)	119,600	35,880
	社会就労センター解体事業費充当債	四賀就労センター及び奈川就労センター解体事業	90%	0%	銀行等	10(1)	58,600	0
	保育園大規模改造事業費充当債	渕東保育園大規模改造事業	90%	27%	金融機構	10(1)	323,300	96,990
	放課後児童クラブ整備事業費充当債	今井・田川児童センター中間改修事業（工事）、波田、新村児童センター中間改修事業（実施設計）	80%	0%	財政融資	10(1)	51,400	0
			90%	27%	金融機構	10(1)	26,200	7,860
	保育所施設整備事業費充当債	小宮保育園屋根、床、トイレ改修事業	90%	27%	金融機構	10(1)	93,400	28,020
	保育園トイレ改修事業費充当債	保育園トイレ改修事業	90%	27%	金融機構	10(1)	180,000	54,000
	児童館管理運営費充当債	児童館・児童センター等設備改修事業	90%	27%	金融機構	10(1)	78,900	23,670
	災害援護資金貸付事業費充当債	災害援護貸付資金	100%	0%	国予算貸付	10(1)	2,700	0
民生債計							934,100	246,420
衛生債	保健センター管理費充当債	E V 購入事業	90%	27%	金融機構	5(1)	2,500	750
	一般廃棄物処理事業費充当債	エコトピア山田再整備事業	75～100%	45%	財政融資	10(1)	393,100	153,750
衛生債計							395,600	154,500

※ 償還期間欄の（ ）内数値は据置期間

事業名			充当率	普通 交付税 措置率	資金区分	償還 期間 ※	当初予算額	普通 交付税 算入額
区分	事業名	事業内容						
農林水産業債	林道整備事業費充当債	林道宮ノ入線整備事業、美ヶ原スカイライン（林道美ヶ原線）整備事業	90%	20%	財政融資	10(1)	17,100	3,800
		美ヶ原スカイライン（林道美ヶ原線）舗装補修事業	90%	0%	銀行等	10(1)	80,800	0
	農林業施設等解体事業費充当債	林業者等健康増進管理集会施設解体事業、四賀有機センター施設廃止事業	90%	0%	銀行等	10(1)	256,800	0
	山田地区クラインガルテン整備事業費充当債	山田地区クラインガルテン整備事業	75%	0%	銀行等	10(1)	288,500	0
	県営土地改理事業費充当債	県営土地改理事業（梓川右岸、今村堰、中信平左岸）	90%	20%	財政融資	10(1)	11,900	2,640
農林水産業債計							655,100	6,440
商工債	乗鞍観光センター周辺整備事業費充当債	乗鞍観光センター周辺整備事業	90%	27%	銀行等	10(1)	26,800	8,040
	観光戦略推進事業費充当債	観光DX推進事業	90%	45%	金融機構	5(1)	30,800	15,400
商工債計							57,600	23,440
土木債	交通安全施設整備事業費充当債	交差点改理事業（防災安全）（市道2058、2068号線）	90%	20%	財政融資	10(1)	11,300	2,510
	波田駅周辺整備事業費充当債	波田駅周辺整備事業	90%	20%	財政融資	10(1)	13,500	3,000
	道路橋りょう整備事業費充当債	市道7553号線（月見橋）整備事業、橋りょう長寿命化事業等	90%	20%	財政融資	10(1)	356,300	79,170
		単独道路新設改理事業（エコトピア関連、他事業関連、空港関連等）	90%	0%	銀行等	10(1)	523,700	0
	道路橋りょう維持補修事業費充当債	舗装長寿命化事業（市道6012号線（笹賀）、市道8087号線（島内～新村）等）	90%	20%	財政融資	10(1)	74,900	16,640
		単独舗装長寿命化事業（市道5007号線（両島～笹部））	90%	27%	金融機構	10(1)	90,000	27,000
	公園緑地整備事業費充当債	アルプス公園魅力向上事業、アルプス公園自然活用事業	90%	27%	銀行等	10(1)	75,800	22,740
	街路整備事業費充当債	中条白板線整備事業 出川浅間線整備事業 小池平田線整備事業 博労町栄町線整備事業	90%	20%	財政融資	10(1)	458,200	101,820
	アルプス公園小鳥と小動物の森大規模改修事業費充当債	アルプス公園小鳥と小動物の森大規模改修事業（水鳥舎改修事業）	90%	27%	銀行等	10(1)	14,200	4,260
	村井駅周辺整備事業費充当債	村井駅周辺整備事業	90%	20%	財政融資	10(1)	261,100	58,020
	松本城三の丸エリア整備事業費充当債	松本城三の丸エリア整備事業	90%	20%	財政融資	10(1)	5,700	1,260
	公営住宅建設事業費充当債	住宅ストック総合改善事業（埋橋団地受水槽改修等）	100%	0%	財政融資	10(1)	15,600	0
	公営住宅解体事業費充当債	刈谷原厚生住宅解体事業、四ツ谷母子住宅解体事業	100%	0%	財政融資	10(1)	8,500	0
土木債計							1,908,800	316,420

※ 償還期間欄の（ ）内数値は据置期間

(単位：千円)

事業名			充当率	普通 交付税 措置率	資金区分	償還 期間 ※	当初予算額	普通 交付税 算入額
区分	事業名	事業内容						
消防債	消防防災施設等整備事業費充当債	消防団詰所整備事業	100%	70%	金融機構	10(1)	112,100	78,470
		消防団車両整備事業	100%	70%	金融機構	5(1)	96,700	67,690
消防債計							208,800	146,160
教育債	教職員住宅解体事業費充当債	教職員住宅解体事業（神林、西小松）	90%	0%	銀行等	10(1)	43,000	0
	長寿命化改良事業費充当債（小学校）	長寿命化改良事業（波田小学校）	75%	0%	銀行等	10(1)	398,500	0
	公民館等長寿命化事業費充当債	公民館等長寿命化事業（Mウイング）	90%	27%	金融機構	10(1)	148,800	44,640
	旧市立博物館解体事業費充当債	旧市立博物館解体事業	90%	0%	銀行等	10(1)	359,900	0
	地区公民館解体事業費充当債	奈川公民館解体事業	90%	0%	銀行等	10(1)	13,400	0
	旧校舎等解体事業費充当債	旧会田中学校校舎解体事業	90%	0%	銀行等	10(1)	29,000	0
	スマート図書館事業費充当債	スマート図書館事業	90%	45%	金融機構	5(1)	98,900	49,450
	旧奈川歴史民俗資料館解体事業費充当債	旧奈川歴史民俗資料館解体事業	90%	0%	銀行等	10(1)	48,600	0
教育債計							1,140,100	94,090
辺地対策事業債	辺地対策事業債	沢渡2号線湯川1号橋整備事業	100%	80%	財政融資	10(1)	120,300	96,240
辺地対策事業債計							120,300	96,240
過疎対策事業債	過疎対策事業債	白骨温泉まちづくり事業	100%	70%	財政融資	10(1)	23,600	16,520
		上高地対策事業	100%	70%	財政融資	10(1)	254,600	178,220
		補助林道整備事業（林道番所線松沢橋）	100%	70%	財政融資	10(1)	14,600	10,220
		奈川ラインガルテン管理運営事業	100%	70%	財政融資	10(1)	5,200	3,640
		四賀屋内ゲートボール場人工芝新設事業	100%	70%	財政融資	10(1)	68,700	48,090
		県単林道整備事業（林道奈川安曇線）	100%	70%	財政融資	10(1)	4,800	3,360
		補助林道整備事業（林道奈川安曇線）	100%	70%	財政融資	10(1)	30,200	21,140
		道路改良事業（市道公民館舞宮線）	100%	70%	財政融資	10(1)	27,800	19,460
		単独道路新設改良事業（市道本町西線先線）	100%	70%	財政融資	10(1)	12,000	8,400
		橋りょう長寿命化事業（淀ヶ沢橋）	100%	70%	財政融資	10(1)	19,100	13,370
		除雪機械整備事業	100%	70%	財政融資	10(1)	23,800	16,660
		林道奈川安曇線B線舗装補修事業	100%	70%	財政融資	10(1)	53,000	37,100
	過疎対策事業債（ソフト）	四賀化石館化石採集地整備事業	100%	70%	財政融資	10(1)	8,200	5,740
過疎対策事業債計							545,600	381,920
一般会計 合計							6,527,000	1,570,880

※ 償還期間欄の（ ）内数値は据置期間

(2) 特別会計

(単位：千円)

事業名			充当率	普 通 交付税 措置率	資金区分	償還 期間 ※	当初予算額	普 通 交付税 算入額
会計(区分)	事業名	事業内容						
国民健康保険 (直診勘定) (過疎対策 事業債)	過疎対策事業債	医療用器具整備事業（歯 科ユニット更新）	100%	70%	財政融資	5(1)	2,600	1,820
奈川観光 施設事業 (観光施設 事業債)	観光施設事業費充当債	野麦峠スキー場リフト改 修事業	100%	0%	銀行等	10(1)	55,400	0
		降雪機更新事業	100%	0%	銀行等	5(1)	12,800	0
特別会計 合計							70,800	1,820

※ 償還期間欄の()内数値は据置期間

5 使用料・手数料及び貸付料の改定状況

(1) 松本市奈川高ソメキャンプ場の使用料

(松本市奈川高ソメキャンプ場条例)

【アルプスリゾート整備本部】

指定管理者施設である松本市奈川高ソメキャンプ場において、人件費及び物価高騰に伴い、使用料の一部を改定するものです。

種別		単位		現行	改定後
入場料(次項の施設を利用しない者に限る。)		1 人		200 円	1,000 円
施設	オートキャンプ場	1 区画		なし	3,300 円
		1 泊	一般	1,570 円	2,200 円
	※1 現行条例では 1 サイト 1,040 円	(1 人)	小学生	520 円	1,100 円
		日帰り (1 人)	一般	なし	1,000 円
			小学生	※1	500 円
	ログハウス(6 畳タイプ、5 人まで)	1 棟 1 泊		6,800 円	10,000 円
	ログハウス(8 畳タイプ、5 人まで)	1 棟 1 泊		8,380 円	13,000 円
	ログハウスの利用者が 5 人を超える場合	1 人		なし	3,000 円
	釣り池	1 時間	一般	410 円	1,000 円
			小学生	200 円	500 円
	魚つかみ取り池	1 時間		200 円	廃止

備考

- (1) 現行条例の「中学生以上」を「一般」に、「小学生以下」を「小学生」に変更。
- (2) 未就学児は、無料とする。
- (3) 宿泊施設の利用の開始の時間を繰り上げ、又は利用の終了の時間を繰り下げて利用する場合は、1 時間につき 1,000 円を加算する。この場合において、繰り上げた利用の開始の時間、又は繰り下げた利用の終了の時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該 1 時間未満の端数は、1 時間とみなす。

※ 予算額 0 千円(利用料金制による指定管理者制度の導入施設)

(2) 松本市奈川ウッディ・もっくの使用料

(松本市奈川ウッディ・もっく条例)

【アルプスリゾート整備本部】

指定管理者施設である松本市奈川ウッディ・もっくにおいて、人件費及び物価高騰に伴い、使用料の一部を改定するものです。

種別		単位		現行	改定後
浴室		1 人	一般	410 円	600 円
			小学生 以下	310 円	400 円
ログキャビン	宿泊料	1 棟 1 泊		18,700 円	28,000 円
	暖房	1 棟 1 泊		1,100 円	1,500 円

備考

現行条例の「大人（中学生以上）」を「一般」に、「小人（3歳以上）」を「小学生以下」に変更。

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(3) 松本市野麦峠オートキャンプ場の使用料

(松本市野麦峠オートキャンプ場条例)

【アルプスリゾート整備本部】

指定管理者施設である松本市野麦峠オートキャンプ場において、人件費及び物価高騰に伴い、使用料の一部を改定するものです。

種別		単位		現行	改定後
入場料（次項の施設を利用しない者に限る。）		1 人		100 円	1,000 円
施設	区画サイト	1 区画		3,870 円	3,300 円
		※1 現行条例では 1 区画料金のみを徴収	1 泊 (1 人)	一般	なし ※1
			小学生	1,100 円	
	日帰り (1 人)		一般	1,000 円	
			小学生	500 円	
	コテージ（5 人用）		1 棟 1 泊		11,000 円
バリアフリーコテージ（7 人用）		1 棟 1 泊		20,950 円	30,000 円

備考

(1) 未就学児は、無料とする。

(2) 宿泊施設の利用の開始の時間を繰り上げ、又は利用の終了の時間を繰り下げて利用する場合は、1 時間につき 1,000 円を加算する。この場合において、繰り上げた利

用の開始の時間、又は繰り下げた利用の終了の時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該 1 時間未満の端数は、1 時間とみなす。

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(4) 松本市上高地観光施設の料金

（松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例）

【アルプスリゾート整備本部】

ア 上高地アルペンホテル

施設の安定経営を図るため、宿泊料等の改定を行うものです。

主な改定区分			現行	改定後
和室・洋室・和洋室	1 泊 2 食	1 人	39,000 円	46,000 円
ベッド室	1 泊 2 食	1 人	16,000 円	19,000 円
外来入浴料	一般	1 人	1,000 円	1,200 円
	小学生以下	1 人	500 円	700 円

※ 予算額 235,000 千円（改定による影響額 28,000 千円）

イ 徳沢ロッヂ

施設の安定経営を図るため、宿泊料等の改定を行うものです。

主な改定区分			現行	改定後
和室	1 泊 2 食	1 人	20,000 円	24,000 円
洋室	1 泊 2 食	1 人	21,000 円	25,000 円
洋室（ベランダ付）	1 泊 2 食	1 人	22,000 円	26,000 円
洋室（トイレ付）	1 泊 2 食	1 人	24,000 円	28,000 円
ベッド室	1 泊 2 食	1 人	14,000 円	17,000 円
	素泊まり	1 人	10,000 円	13,000 円
臨時宿泊室	1 泊 2 食	1 人	14,000 円	17,000 円
	素泊まり	1 人	10,000 円	13,000 円
外来入浴料	一般	1 人	1,000 円	1,200 円
	小学生以下	1 人	500 円	700 円

※ 予算額 85,800 千円（改定による影響額 22,000 千円）

ウ 焼岳小屋

施設の安定経営を図るため、宿泊料の改定を行うものです。

主な改定区分			現行	改定後
和室	1 泊 2 食	1 人	9,000 円	14,000 円
	素泊まり	1 人	6,500 円	9,000 円

※ 予算額 5,400 千円（改定による影響額 850 千円）

(5) 松本市いがやレクリエーションランドの使用料

(松本市いがやレクリエーションランド条例)

【アルプスリゾート整備本部】

指定管理施設である松本市いがやレクリエーションランドにおいて、人件費及び物価高騰に伴い、料金の一部を改定するものです。

種別	単位		現行	改定後	
ジップライン	1 人	中学生以上	1,010 円	廃止	
		小学生	610 円		
マレットゴルフ (27 ホール)	1 人 1 ラウンド	市民	一般	100 円	100 円
			小学生	100 円	100 円
		市民以外	一般	610 円	700 円
			小学生	100 円	100 円
フィッシングパーク	餌釣り券		1,010 円	廃止	
	ルアー釣り	1 日券	4,070 円		
		半日券	3,050 円		
アドベンチャーパーク	1 人 1 回		3,050 円	4,500 円	
キャンピングカー専用 駐車サイト	1 台 1 泊 (4 人まで)		3,050 円	5,000 円	
	5 人目以降	1 人 1 泊	なし	1,000 円	
	デイキャンプ 1 台		2,030 円	3,000 円	
オートキャンプ場	1 台 1 泊 (4 人まで)		5,090 円	10,000 円	
	5 人目以降	1 人 1 泊	なし	1,000 円	
芝生大広場	キャンプ 1 人 1 泊	中学生以上	610 円	廃止	
		小学生	300 円		
番所屋内多目的広場			無料	廃止	

備考

- (1) 現行条例の「中学生以上」を「一般」に変更。
- (2) 未就学児は、無料とする。
- (3) 宿泊施設の利用の開始の時間を繰り上げ、又は利用の終了の時間を繰り下げて利用する場合は、それぞれ 2 時間までとし、それぞれ 2,000 円を加算する。

※ 予算額 0 千円 (利用料金制による指定管理者制度の導入施設)

(6) 松本市乗鞍高原湯けむり館の使用料

(松本市乗鞍高原湯けむり館条例)

【アルプスリゾート整備本部】

指定管理施設である松本市乗鞍高原湯けむり館において、人件費及び物価高騰に伴い、料金の一部を改定するものです。

種別	単位		現行	改定後
1 回券	1 人	大人（中学生以上）	730 円	900 円
		小人（3 歳以上）	310 円	400 円
回数券	11 枚綴		6,280 円	7,500 円

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(7) 松本市白骨温泉公共野天風呂の使用料

(松本市白骨温泉公共野天風呂条例)

【アルプスリゾート整備本部】

指定管理施設である松本市白骨温泉公共野天風呂において、人件費及び物価高騰に伴い、料金の一部を改定するものです。

種別	単位		現行	改定後
1 回券	1 人	大人（中学生以上）	520 円	800 円
		小人（3 歳以上）	310 円	400 円

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(8) 松本市野麦峠スキー場の使用料

(松本市野麦峠スキー場条例)

【アルプスリゾート整備本部】

指定管理施設である松本市野麦峠スキー場において、人件費及び物価高騰に伴い、料金の一部を改定するものです。

種別		単位		現行	改定後	
一回券	リフト・ペアリフト	1 人	大人	310 円	500 円	
			小人(小・中学生)	200 円	300 円	
	高速ペアリフト		大人	620 円	1,000 円	
			小人(小・中学生)	410 円	600 円	
	高速 4 人乗りリフト		大人	940 円	1,500 円	
			小人(小・中学生)	620 円	900 円	

種別		単位		現行	改定後
各リフト 共通券	半日券	1 人	大人	2,820 円	4,200 円
			小人(小・中学生)	1,780 円	2,500 円
	1 日券		大人	4,190 円	5,200 円
			小人(小・中学生)	2,090 円	2,800 円
	シーズン券		大人	26,190 円	45,000 円
			小人(小・中学生)	15,710 円	24,000 円
	市民家族シーズン券	1 家族当たり		36,660 円	58,000 円

※ 予算額 0千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(9) 松本市営沢渡駐車場の使用料

（松本市営沢渡駐車場条例）

【アルプスリゾート整備本部】

指定管理施設である松本市営沢渡駐車場において、人件費及び物価高騰に伴い、料金の一部を改定するものです。

車種	単位	現行	改定後
普通自動車	1人1台	700円	800円
中型自動車		1,400円	1,600円
大型自動車		2,800円	3,200円
自動二輪車		350円	400円

※ 予算額 98,730千円（改定による影響額 12,340千円）

(10) 戸籍謄本等証明書の交付手数料

（松本市手数料条例）

【市民課】

コンビニ等に設置された多機能端末機による証明書交付（以下、「コンビニ交付」という。）の利便性を周知し、「行かない窓口」の加速及び市民課を始めとした窓口の混雑緩和のため、時限的にコンビニ交付手数料を改定するものです。

証明書の種別	現行	改定後	窓口交付手数料
戸籍謄抄本	400円	100円	改定なし
住民票の写し	250円	100円	改定なし
印鑑登録証明書	250円	100円	改定なし

備考

- (1) 手数料改定の実施期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。
- (2) 多機能端末機とは、「地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく機構と契約した民間事業者が設置した証明書交付機能を有する端末機」をいう。
- (3) 市民課等の窓口での交付手数料は、なお従前の例による。

※ 予算額 71,930 千円（改定による影響額 △10,800 千円）

(11) 所得及び課税額証明書交付手数料

（松本市手数料条例）
【市民税課】

コンビニでの証明書交付の利便性を周知し、「行かない窓口」の加速化と窓口の混雑緩和のため、時限的に交付手数料を改定するものです。

種別	現行	改定後	備考
窓口交付	300 円	300 円	
地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく機構と契約した民間事業者が設置した証明書交付機能を有する端末機による交付	250 円	100 円	実施期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

※ 予算額 14,390 千円（改定による影響額 △570 千円）

(12) 松本市城山介護老人保健施設の利用料

（松本市介護老人保健施設条例）
【高齢福祉課】

指定管理者施設である松本市城山介護老人保健施設において、人件費及び物価高騰に伴い、利用料の一部を改定するものです。

種別		単位	現行	改定後
食費	第3条第1号、第3号及び第5号の利用者	朝食1食につき	530 円	560 円
		昼食1食につき	560 円	590 円
		夕食1食につき	560 円	590 円
	第3条第2号及び第4号の利用者	1人1日につき	760 円	改定なし
おやつ代	第3条第1号、第3号及び第5号の利用者	1人1日につき	110 円	120 円

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(13) 松本市美鈴湖もりの国の利用料金

(松本市美鈴湖もりの国条例)

【森林環境課】

指定管理者施設である松本市美鈴湖もりの国において、利用料金等の見直しに伴い、所要の改正をするものです。

ア 施設利用料

区分		現行	改正後
区画サイト (標準サイト)	1泊1区画(4人・車又はバイク1台まで)	5,840円	10,000円
	4人を超える場合の加算額(1人当たり)	大人640円 小人420円	1,000円
	車又はバイク1台を超える場合の加算額(車又はバイク1台当たり)	520円	1,000円
広場サイト (大規模共有サイト)	1泊1区画(4人・車又はバイク1台まで)	4,820円	8,000円
	4人を超える場合の加算額(1人当たり)	大人640円 小人420円	1,000円
	車又はバイク1台を超える場合の加算額(車又はバイク1台当たり)	520円	1,000円
バイクサイト (小規模サイト)	1泊1区画(1人・バイク1台まで)	1,160円	4,000円
	1人を超える場合の加算額(1人当たり)	大人640円 小人420円	1,000円
	バイク1台を超える場合の加算額(バイク1台当たり)	520円	1,000円
日帰り (共通)	1区画(1人当たり)	370円	一般1,000円 小学生500円

イ その他

区分		現行	改正案
開場期間		4月28日～11月30日	4月1日～12月25日
休場日		水曜日	削除
利用時間	宿泊	—	午後1時～翌日午前11時
	日帰り	午前10時～同日午後3時	午前9時～同日午後4時
利用時間繰り上げ、又は繰り下げ		—	1回2,000円
キャンセル料		・利用予定日の前日 (利用料金の50%) ・利用予定日の当日 (利用料金の100%)	・利用予定日の3日前～前日 (利用料金の50%) ・利用予定日の当日 (利用料金の100%)

※ 予算額 0千円(利用料金委託料併用制による指定管理者制度の導入施設)

(14) 松本市今井農産物直売施設の使用料

(松本市今井農産物直売施設条例)

【農政課】

指定管理者施設である松本市今井農産物直売施設において、維持管理費や電気料金の上昇を踏まえ、利用料の一部を改定するものです。

ア 施設

(ア) 農産物直売所

単位	現行	改定後
1 か月	販売額の 100 分の 20 に相当する金額	販売額の 100 分の 40 に相当する金額

(イ) 多目的交流施設

区分	単位		現行	改定後
ホール	1 時間		円 830	円 900
会議室	午前	9 : 00 ~ 12 : 00	620	700
	午後	12 : 00 ~ 17 : 00	830	900
	夜間	17 : 00 ~ 22 : 00	1,040	1,100
	午前～午後	9 : 00 ~ 17 : 00	1,360	1,500
	午後～夜間	12 : 00 ~ 22 : 00	1,780	1,900
	全日	9 : 00 ~ 22 : 00	2,300	2,500

イ 設備

区分	単位	現行	改定後
照明（ホール）	全点灯 1 時間	円 410	円 600
	半点灯 1 時間	200	300
冷暖房（会議室）	1 回	310	500

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(15) 松本市安曇風穴の里の使用料

(松本市安曇風穴の里条例)

【農政課】

指定管理者施設である松本市安曇風穴の里において、郷土文化保存・伝習室を、より使いやすいものとなるよう 1 時間当たりの料金設定に見直します。それに伴い利用料の一部を改定するものです。

区分	現行		改定後	
	単位	金額	単位	金額
郷土文化保存・伝習室	9：00～13：00	円 1,570	1 時間あたり	円 400
	13：00～17：00	1,570		
	9：00～17：00	2,820		

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(16) 三城いこいの広場の利用料

(松本市三城いこいの広場条例)

【観光プロモーション課】

指定管理者施設である松本市三城いこいの広場において、人件費及び物価高騰に伴い、利用料を改定するものです。

区分		現行	改定後
オートキャンプ場（1 区画当たり）	1 泊	4,400 円	10,000 円
	日帰り	—	5,000 円
	定員	—	4 人・車 1 台（バイクのみの場合 4 台）まで。定員超過の加算額：1 人当たり 1,000 円、車又はバイク 1 台当たり 1,000 円
キャンプ場（1 人当たり）	1 泊	大人 520 円	一般 2,000 円
		小人（小・中学生）260 円	小学生 1,000 円
	日帰り	—	一般 1,000 円
		—	小学生 500 円
	その他	—	車又はバイク 1 台当たり 1,000 円（場内に駐車する場合に限る）
その他	利用時間繰り上げ、又は繰り下げ	—	2,000 円／回

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(17) 松本市梓水苑の使用料

(松本市梓水苑条例)

【観光プロモーション課】

指定管理者施設である松本市梓水苑において、人件費、物価高騰及びふるさとの間の追加に伴い、使用料を改定するものです。

ア 宿泊施設

区分		単位	現行	改定後
1人1泊	メゾネット洋室	3人以上	10,450円	25,000円
		2人	12,100円	
		1人	14,300円	
	和室	3人以上	10,450円	
		2人	12,100円	
		1人	14,300円	
	洋室ツイン	2人	11,000円	
		1人	12,100円	

イ ふるさとの間（追加）

単位	金額
1回	3,000円

備考

- (1) 1回とは、5時間以内とする。
- (2) 1回を超えて使用する場合は、1時間につき上記の金額の100分の20に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間に満たない端数が生じたときは、1時間として計算する。
- (3) 入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないで使用する場合は、営業のために使用するときは、上記の金額の100分の200に相当する額とする。
- (4) 入場料等を徴収して使用する場合は、営業のため以外に使用するときは、上記の金額の100分の200に相当する額とする。
- (5) 入場料等を徴収して使用する場合は、営業のために使用するときは、上記の金額の100分の250に相当する額とする。

※ 予算額 0千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(18) 松本市梓川地域休養施設の使用料

(松本市梓川地域休養施設条例)

【観光プロモーション課】

指定管理者施設である松本市梓川地域休養施設において、人件費、物価高騰及び貸室の一部廃止に伴い、使用料の一部を改定するものです。

区分		現行	改定後
休息室（24 畳）	1 回（5 時間以内）	3,140 円	4,000 円
潤いの室 1		2,090 円	3,000 円
潤いの室 2		2,090 円	3,000 円
交歓ホール		2,090 円	3,000 円
談話室		1,040 円	2,000 円
交流ホール		5,230 円	6,000 円
農産加工室	1 時間	520 円	廃止
各室共通	冷暖房	520 円／回	室料に含む
	延長 1 時間ごと	—	上記金額の 100 分の 20 に相当する額
	その他	入場料等徴収し使用：上記金額の 100 分の 130 に相当する額	1 入場料等徴収せず営利目的で使用：上記金額の 100 分の 200 に相当する額 2 入場料等徴収し営利目的以外で使用：上記金額の 100 分の 200 に相当する額 3 入場料等徴収し営利目的で使用：上記金額の 100 分の 250 に相当する額

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(19) 竜島温泉施設の使用料

(松本市竜島温泉施設条例)

【観光プロモーション課】

指定管理者施設である松本市竜島温泉施設において、人件費及び物価高騰に伴い、使用料の一部を改定するものです。

ア 温泉入浴施設入館料

区分	現行	改定後
1 回券	大人（高校生以上）520 円	一般 700 円
	小人（小・中学生）260 円	小・中学生 350 円
回数券（12 枚綴）	大人（高校生以上）5,200 円	一般 7,000 円
	大人（小・中学生）2,600 円	小・中学生 3,500 円

イ 交流館休憩室

区分	単位	現行	改定後
8 畳間	1 回（2 時間以内）	1,040 円	1,300 円
	延長 1 時間ごと	520 円	上記金額の 100 分の 50 に相当する額
10 畳間	1 回（2 時間以内）	1,250 円	1,500 円
	延長 1 時間ごと	620 円	上記金額の 100 分の 50 に相当する額

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(20) 松本市音楽文化ホール使用料

（松本市音楽文化ホール条例）

【文化振興課】

指定管理者施設である松本市音楽文化ホールにおいて、人件費、物価高騰に伴い、使用料の一部を改定するものです。

区分					午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
					9：00～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 22：00	9：00～ 17：00	13：00～ 22：00	9：00～ 22：00
ホール	メインホール	徴収する入場料の額	無料～ 1,000円以下	平日	円 22,000	円 31,500	円 42,500	円 48,100	円 66,500	円 76,700
				休日等	26,400	37,800	51,000	57,700	79,900	92,100
			1,000円超 ～3,000円 以下	平日	28,600	41,000	55,300	62,600	86,500	99,800
				休日等	34,400	49,200	66,300	75,100	103,900	119,800
			3,000 円 超 ～5,000 円 以下	平日	44,000	63,000	85,000	96,200	133,000	153,400
				休日等	52,800	75,600	102,000	115,400	159,800	184,200
			5,000円超	平日	50,600	72,500	97,800	110,700	153,000	176,500
				休日等	60,800	87,000	117,300	132,800	183,800	211,900
	小ホール	徴収する入場料の額	無 料 ～ 1,000 円 以 下	平日	6,200	8,800	12,100	13,500	18,900	21,700
				休日等	7,400	10,600	14,500	16,200	22,500	26,000
			1,000 円 超 ～ 3,000 円 以下	平日	8,100	11,500	15,800	17,600	24,600	28,300
				休日等	9,700	13,800	18,900	21,100	29,300	33,800
			3,000 円 超 ～ 5,000 円 以下	平日	12,400	17,600	24,200	27,000	37,800	43,400
				休日等	14,800	21,200	29,000	32,400	45,000	52,000
			5,000円超	平日	14,300	20,300	27,900	31,100	43,500	50,000
				休日等	17,100	24,400	33,400	37,300	51,800	59,800

備考

- (1) 上記金額を上限とし、市が承認の上、指定管理者による料金設定を行う。
- (2) 新料金施行の日以後の使用に係る使用料又は利用に係る利用料金で施行日以後に使用の申請をするものから適用し、施行日以後の使用料等で施行日前に使用の申請をするもの及び施行日前の使用料等で施行日以後に納付するものについては、なお従前の例による。

※ 予算額 0 千円（利用料金委託料併用制による指定管理者制度の導入施設）

(21) 松本市美術館使用料

（松本市美術館条例）

【美術館】

松本市美術館常設展観覧料の見直しに伴い、所要の改正をするものです。

ア 観覧料

区分	現行	改定後
個人	大人 410 円	一般（ウェブサイト） 700 円 （観覧券売場） 800 円
	大学生・高校生 200 円	大学生等（ウェブサイト） 350 円 （観覧券売場） 400 円
	中学生以下 無料	高校生以下 無料
団体 （20 人以上）	大人（高校生以上） 310 円	一 般 630 円
	大学生・高校生 100 円	大学生等 310 円
	中学生以下 無料	高校生以下 無料

備考

- (1) 一般とは、大学生等以外の者であって、出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にない者をいう。
- (2) 大学生等とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、高等専門学校（第 4 学年以上に在籍する者に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）の学生及び生徒である者をいう。

※ 予算額 86,130 千円（改定による影響額 39,730 千円）

(22) 自転車駐車場の違反自転車等の移動及び保管に要した費用（手数料）

（松本市自転車駐車場条例施行規則）

【自転車推進課】

自転車駐車場の違反自転車等の移動及び保管に要した費用（手数料）を改定するものです。

現行

区分	自転車	原動機付自転車
アルプス口駐車場（一時使用に限る。） お城口広場自転車駐車場	2,050 円	2,710 円
その他の駐車場	1,040 円	

改定後

自転車	原動機付自転車
2,000 円	3,000 円

※ 予算額 390 千円（改定による影響額 180 千円）（(23)と合算）

(23) 放置整理区域の放置自転車等の撤去及び保管に要した費用（手数料）

（松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例施行規則）

【自転車推進課】

放置整理区域の放置自転車等の撤去及び保管に要した費用（手数料）を改定するものです。

種別	現行	改定後
自転車	1,040 円	2,000 円
原動機付自転車	1,040 円	3,000 円

(24) 松本市中町蔵の会館の利用料

（松本市中町蔵の会館条例）

【都市計画課】

指定管理者施設である松本市中町蔵の会館において、施設管理経費の増大や周辺類似施設利用料との均衡に鑑み、利用料の一部を改定するものです。

「利用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合、又は営利を目的として利用する場合」の施設利用料の割増率

改定前：100 分の 150 に相当する額（10 円未満の端数切捨）

改定後：100 分の 200 に相当する額（10 円未満の端数切捨）

※ 予算額 0 千円（利用料金制による指定管理者制度の導入施設）

(25) 建築基準法の手数料

(松本市手数料条例)

【建築指導課】

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、建築確認申請審査事務に建築物省エネ基準への適合審査が追加されることに対する手数料を追加するものです。

手数料区分		手数料（床面積等に応じて）
建築確認の申請に対する審査（仕様基準による省エネ基準適合審査の加算）	一戸建ての住宅	14,000円 ～ 15,000円
	共同住宅等	30,000円 ～ 150,000円

※ 予算額 6,590 千円（改定による影響額 0 千円）((26)、(27)と合算)

(26) 都市の低炭素化の促進に関する法律の手数料

(松本市手数料条例)

【建築指導課】

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の審査事務に係る審査手数料を追加するものです。

手数料区分		手数料（床面積等に応じて）
低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅	26,000円 ～ 28,000円
	共同住宅等	51,000円 ～ 214,000円
低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅	13,000円 ～ 15,000円
	共同住宅等	26,000円 ～ 108,000円

(27) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の手数料

(松本市手数料条例)

【建築指導課】

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の審査事務に係る審査手数料を追加するものです。

手数料区分		手数料（床面積等に応じて）
省エネ適合性判定	一戸建ての住宅	5,000円 ～ 39,000円
	共同住宅等	10,000円 ～ 284,000円
	非住宅	10,000円 ～ 229,000円
変更の省エネ適合性判定	一戸建ての住宅	3,000円 ～ 59,000円
	共同住宅等	5,000円 ～ 426,000円
	非住宅	5,000円 ～ 115,000円

手数料区分		手数料（床面積等に応じて）
省エネ向上計画の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅	26,000円 ～ 28,000円
	共同住宅等	51,000円 ～ 214,000円
省エネ向上計画の変更の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅	13,000円 ～ 15,000円
	共同住宅等	26,000円 ～ 108,000円

(28) 宅地造成及び特定盛土等規制法の手数料

（松本市手数料条例）

【建築指導課】

宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域指定に伴い、規制区域内における工事に係る許可申請等に対する審査手数料を設定するものです。

区分	手数料（造成面積等に応じて）	
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積
許可申請審査	16,000円～650,000円	12,000円～110,000円
変更許可申請審査	1,600円～650,000円	1,200円～110,000円
中間検査	4,500円～47,000円	—
証明	1,500円	

※ 予算額 220 千円（皆増（審査手数料を新たに設定するもの））

(29) 池上百竹亭の使用料

（池上百竹亭条例）

【生涯学習課】

他施設の利用料やこれまでの指定管理者からの意見を踏まえ、利用料の一部を改定するものです。

ア 「上座敷」「下座敷」「中の間」の使用料見直し

区分	現行	改定後
午前（9:00～12:30）	310 円	500 円
午後（13:00～16:30）	410 円	700 円
夜間（17:00～21:00）	520 円	900 円
午前～午後（9:00～16:30）	620 円	1,100 円
午後～夜間（13:00～21:00）	830 円	1,400 円
全日（9:00～21:00）	1,040 円	1,800 円

イ 営業目的の使用について割増料金を設定

区分	入場料徴収	営業目的	割増率（現行は無し）
・上座敷	×	○	100 分の 200
・下座敷	○	×	100 分の 200
・中の間	○	○	100 分の 250
・茶室	○	○	100 分の 250

※ 予算額 370 千円（改定による影響額 0 千円（指定管理施設から直営施設への変更により皆増）

(30) 松本市立博物館使用料

（松本市立博物館条例）

【博物館】

博物館分館の観覧料の見直し等に伴い、所要の改正をするものです。

ア 観覧料

区分	現行					改定後				
	個人		団体			個人			団体	
	大人 (高校生以上)	小人 (小・中学生)	人数	大人 (高校生以上)	小人 (小・中学生)	一般		小・中学生	人数	一般 小人 (小・中学生)
国宝旧開智 学校校舎	円	円	20人 以上	円	円	ウェブサイト	円	円	20人 以上	円
	400	200		300	150	観覧券売場	600	300		円
松本民芸館	310	無料	20人 以上	200	無料	500		無料	20人 以上	450
松本市時計 博物館	310	150	20人 以上	260	100	500		200	20人 以上	180
旧山辺学校 校舎	200	無料	20人 以上	150	無料	無料				
松本市立考 古博物館	200	無料	20人 以上	150	無料					
松本市はか り資料館	200	無料	20人 以上	150	無料					
松本市旧司 祭館	無料	無料	20人 以上	無料	無料					
旧制高等学 校記念館	310	無料	20人 以上	200	無料					
窪田空穂記 念館	310	無料	20人 以上	200	無料					
重要文化財 馬場家住宅	310	無料	20人 以上	200	無料					

	現行					改定後				
区分	個人		団体			個人		団体		
	大 人 (高校 生 以 上)	小 人 (小・中 学生)	人数	大 人 (高校 生 以 上)	小 人 (小・中 学生)	一般	小・中 学生	人数	一般	小・中 学生
円	円	円		円	円			無料		
松本市歴史 の里	410	無料	20人 以上	310	無料					
松本市山と 自然博物館	310	無料	20人 以上	200	無料					
松本市高橋 家住宅	無料	無料	20人 以上	無料	無料					
松本市四賀 化石館	310	150	20人 以上	200	100					
松本市安曇 資料館	無料	無料	20人 以上	無料	無料					

備考

一般とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にはない者をいう。

※ 予算額 112,210 千円（改定による影響額 30,200 千円）

(31) 国宝松本城観覧料

(松本城管理条例)

【松本城管理課】

今後予定されている松本城施設整備の財源確保のため、観覧料を改定するものです。

(現行)

	大人	小・中学生	備考
個人	700円	300円	
団体	630円	270円	20名以上、 99名まで
	560円	240円	100名以上、 299名まで
	490円	210円	300名以上

(改定後)

区分		一般	小・中学生
		円	円
個人	ウェブサイト	1,200	400
	観覧券売場	1,300	400
団体	20人以上	1,080	360

備考

一般とは高校生以上のものをいう。

※ 予算額 1,054,550 千円（改定による影響額 460,830 千円）

6 地方消費税率引上げ分の状況（松本市・令和7年度当初予算）

地方消費税率引上げによる地方消費税交付金（増額分）は、地方税法に基づき、「社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費」に充てています。

歳入：地方消費税交付金（税率引上げに伴う増額分） 3,736,000千円

歳出：社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費（総事業費）
23,296,390千円

【社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費】（単位：千円）

区 分	事 業 名	一 般 財 源	うち地方消費税 交付金充当額
○社会保障4経費			
	年 金	0	0
	医 療	3,595,680	1,013,560
	介 護	3,371,700	950,420
	子 育 て 支 援	1,336,630	376,770
	小 計	8,304,010	2,340,750
○その他社会保障施策に要する経費			
・ 社会福祉分野			
	障 害 者 福 祉 事 業	2,458,880	693,110
	高 齢 者 福 祉 事 業	110,630	31,180
	児 童 福 祉 事 業	905,960	255,370
	そ の 他	24,690	6,960
	小 計	3,500,160	986,620
・ 保健衛生分野			
	疾病予防対策事業	1,222,890	344,720
	少子化対策事業費	226,740	63,910
	小 計	1,449,630	408,630
合 計		13,253,800	3,736,000

7 人件費（一般会計）

区 分		令和5年度 決算額	令和6年度予算額		令和7年度 当初予算額 (C)	差引額
			当初 (A)	2月現計 (B)		6年度当初 との比較 (C) - (A) = (D)
合 計		18,227,748	19,494,640	19,509,780	20,689,700	1,195,060
特別職	市 長 等	93,934	91,260	95,150	68,810	△ 22,450
	議 員	307,249	318,750	321,010	305,360	△ 13,390
	そ の 他	307,432	292,000	319,190	366,490	74,490
	計	708,615	702,010	735,350	740,660	38,650
一般職	報 酬	3,688,066	3,504,540	3,768,760	4,014,650	510,110
	給 料	6,106,063	6,315,770	6,282,750	6,567,250	251,480
	職 員 手 当	扶 養 手 当	153,623	154,100	153,340	9,230
		地 域 手 当	191,302	197,100	205,030	7,930
		通 勤 手 当	97,414	99,000	97,650	△ 1,350
		時間外勤務手当	551,813	384,830	427,510	42,680
		期 末 勤 勉 手 当	3,047,959	3,565,290	3,922,580	357,290
		寒 冷 地 手 当	95,407	97,440	110,680	13,240
		退 職 手 当	691,700	1,388,680	1,137,020	△ 251,660
		上 記 以 外 の 手 当	336,662	335,130	367,070	31,940
		計	5,165,880	6,221,570	6,430,870	209,300
		共 済 費	2,554,600	2,747,790	2,935,340	187,550
		計	17,514,609	18,789,670	19,948,110	1,158,440
その他	災 害 補 償 費	3,914	2,330	2,380	300	△ 2,030
	恩 給 及 び 退 職 年 金	610	630	630	630	0

(単位：金額・・・千円 伸率・・・%)

額	伸 率		備 考
2月現計 との比較 (C) - (B) = (E)	対6年度 当初 (D) / (A)	対6年度 2月現計 (E) / (B)	
1,179,920	6.1	6.0	1 令和6年度当初予算に対する見積人員比較
△ 26,340	△ 24.6	△ 27.7	(1) 特別職 3,911人 → 5,354人 (+1,443人)
△ 15,650	△ 4.2	△ 4.9	主な増減 ・立会人等(選挙関係) +504人 ・指定統計調査員 +880人 ・消防団員 +17人
47,300	25.5	14.8	(2) 一般職 4,375人 → 4,476人 (+101人)
5,310	5.5	0.7	・正規職員 1,651人 → 1,664人 (+13人)
245,890	14.6	6.5	・フルタイム会計年度任用職員 8人 → 6人 (△2人)
284,500	4.0	4.5	・パートタイム会計年度任用職員 2,716人 → 2,806人 (+90人)
9,990	6.0	6.5	2 令和6年度当初予算に対する増減額の主な内訳
8,610	4.0	4.4	(1) 特別職
3,540	△ 1.4	3.8	ア 退職手当の減少分 △22,660千円
△ 197,720	11.1	△ 31.6	イ 議員数の変動に伴う減少分 △10,050千円
243,310	10.0	6.6	ウ 共済負担金率の変動に伴う減少分 △4,530千円
3,350	13.6	3.1	エ 制度改正等に伴う増加分 +1,400千円
337,430	△ 18.1	42.2	オ その他特別職の増加分 +74,490千円
26,180	9.5	7.7	(2) 正規職員
434,690	3.4	7.2	ア 職員数の変動に伴う増加分 +109,910千円
211,610	6.8	7.8	イ 給与改定に伴う増加分 +353,810千円
1,176,690	6.2	6.3	ウ 昇給に伴う増加分 +192,380千円
△ 2,080	△ 87.1	△ 87.4	エ 制度改正に伴う増加分 +110,320千円
0	0.0	0.0	オ 選挙従事者手当等の増加分 +28,750千円
			カ 退職手当に伴う増減分 △251,460千円
			・定年退職(60歳) +83,630千円
			・定年退職(定年引上) △362,810千円
			・早期退職 +33,060千円
			・普通退職 △5,340千円
			キ 新陳代謝及び人事異動等に伴う増減分他 △140,410千円
			(3) 会計年度任用職員
			ア フルタイム会計年度任用職員の変動等に伴う減少分 △6,770千円
			イ パートタイム会計年度任用職員の給与改定等に伴う増加分 +761,910千円
			合 計 1,197,090千円

8 国民健康保険事業【健康福祉部】

(1) 経過

平成30年度に、国民健康保険の県域化により、財政運営の責任主体が県へと移行しました。市は国民健康保険事業費納付金を県に納付することで、保険給付費は交付金として県から交付される仕組みとなり、財政運営が安定しています。

令和4年度に、令和3年度決算の形式収支を財源として、令和4～6年度の財政推計に基づき、保険税を引き下げる税率改定を行いました。

令和5年度末の形式収支は5億1,884万円、基金残高は6億3,357万円となっています。

(2) 当初予算

保険給付費は、前年度対比 6億7,163万円の減となっています。1人当たり保険給付費は増加を見込んでいるものの伸び率は低く、被保険者数の減少の影響により、大幅な減となっています。

国民健康保険事業費納付金は、前年度対比 6,506万円の増となっています。

令和6年度までは単年度収支は赤字なものの、前年度繰越金により黒字となり、その黒字相当額を予備費として計上していました。令和7年度当初予算では、前年度繰越金で単年度収支の赤字を賄いきれず、基金3,098万円を取り崩して収支均衡を図っています。

なお、令和7年度末の国民健康保険財政調整基金の残高見込額は、6億365万円となっています。

(3) 概要

ア 世帯数・被保険者数

(単位：世帯、人)

区 分	令和5年度 (年度末)	令和6年度 (当初予算)	令和7年度 (当初予算)	7年度-6年度の差	
				増減数	増減率
世 帯 数	28,299	28,310	27,661	△ 649	△2.3%
一般被保険者	41,995	41,657	40,362	△ 1,295	△3.1%

イ 保険税率等

区 分		令和5年度 (年度末)	令和6年度 (当初予算)	令和7年度 (当初予算)	最終改定年度
給 付 医 療 分	所得割	8.1%	8.1%	8.1%	令和 4年度
	均等割(人)	18,800円	18,800円	18,800円	平成28年度
	平等割(世帯)	21,700円	21,700円	21,700円	令和 4年度
	賦課限度額	650,000円	650,000円	650,000円	令和 4年度
支 援 金 分	所得割	3.2%	3.2%	3.2%	平成28年度
	均等割(人)	6,500円	6,500円	6,500円	平成28年度
	平等割(世帯)	7,400円	7,400円	7,400円	平成28年度
	賦課限度額	220,000円	240,000円	240,000円	令和 6年度
納 付 金 分	所得割	2.6%	2.6%	2.6%	平成28年度
	均等割(人)	6,400円	6,400円	6,400円	平成28年度
	平等割(世帯)	6,700円	6,700円	6,700円	平成28年度
	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	令和 2年度

ウ 保険給付費

(単位：千円)

区 分	令和5年度 (決算)	令和6年度 (当初予算)	令和7年度 (当初予算)	7年度-6年度の差	
				増減額	増減率
一般被保険者	16,040,393	16,020,260	15,354,230	△ 666,030	△4.2%
退職被保険者等	0	50	0	△ 50	皆減
その他の給付	167,605	172,840	167,290	△ 5,550	△3.2%
合 計	16,207,998	16,193,150	15,521,520	△ 671,630	△4.1%

(4) 国民健康保険特別会計の構成及び事業内容〔事業勘定〕

【歳入】

(単位：千円)

款	主 な 内 訳	金 額	事 業 説 明
国民健康保険税		4,542,150	
	一般被保険者分	4,542,120	
	現年課税分	4,360,330	
	滞納繰越分	181,790	
	退職被保険者等分	30	
	現年課税分	0	
	滞納繰越分	30	
使用料及び手数料		2,790	督促手数料、納税証明手数料
県支出金		15,946,450	
	保険給付費等交付金	15,946,450	
	普通交付金	15,399,610	保険給付費（任意給付を除く）の合計額を県が交付
	特別交付金 保険者努力支援分	121,070	医療費適正化に資する取組の実施状況に応じて国が県経由で交付
	特別交付金 特別調整交付金分	345,260	市町村ごとの特別事情を考慮して国が県を経由して交付
	特別交付金 県繰入金（2号分）	23,110	市町村ごとの特別事情を考慮して県が交付
	特別交付金 特定健診等負担金	57,400	特定健診等に対する法定負担金（基準単価×受診者数×2/3）
財産収入		600	松本市国民健康保険事業財政調整基金の利子相当額
繰入金		1,267,040	
	他会計繰入金	1,236,060	
	基盤安定繰入金	965,530	保険税軽減額及び低所得者数に応じて算出した額の法定繰入
	未就学児均等割保険料繰入金	8,950	未就学児の均等割保険料の軽減額に応じて算出した額の法定繰入
	職員給与費等繰入金	148,500	国民健康保険の事務の執行に要する経費の法定繰入
	産前産後保険料繰入金	5,200	産前産後期間相当分の保険料軽減額に応じて算出した額の法定繰入
	出産育児一時金等繰入金	42,000	出産育児一時金×2/3の法定繰入
	財政安定化支援事業繰入金	48,020	被保険者に占める保険税軽減世帯数が多いことや、高齢者数が多いこと等の収支悪化要因に着目した法定繰入
	後期高齢者医療事業繰入金	17,860	後期高齢者健診に係る事務費等の一般会計負担分
	福祉医療費給付事業繰入金	0	福祉医療現物給付化に伴う国県交付金の減額分を一般会計で補てん
	その他一般会計繰入金	0	財源(税収)不足を補うための特例繰入等
	基金繰入金	30,980	財源(税収)不足を補うための基金取崩し額
繰越金		218,290	
諸収入		36,200	
	延滞金・加算金	23,720	国保税の滞納に対して、遅れた期間に応じて課される追徴金
	高額療養費貸付金回収金	540	高額療養費の支払いに充てるための貸付金回収金
	雑入	11,940	交通事故や資格喪失後の保険給付等の返還金
合 計		22,013,520	

【歳出】

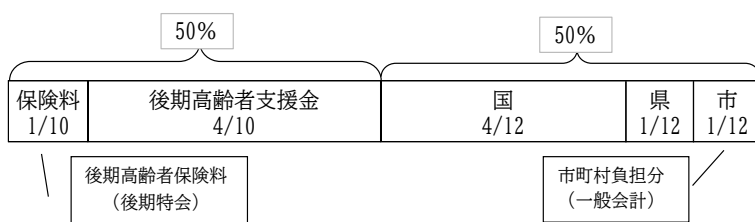
(単位：千円)

	款 及び 内 訳	金 額	事 業 説 明	特定財源 ・ 金額
事務費	総務費	405,110	国保事業運営事務費	405,110
	総務管理費	380,160		(県) 245,800
	徴税費	24,500		(使) 90
	運営協議会費	450		(繰入) 135,500 (諸) 23,720
保険給付費	保険給付費	15,521,520		15,487,020
	一般被保険者分	15,354,230	一般被保険者に係る医療費の保険給付	15,354,230
	療養給付費	13,048,720		(県) 15,354,230
	療養費	128,880		
	高額療養費	2,174,060		
	高額介護合算療養費	2,560		
	移送費	10		
	退職被保険者等分	0	退職被保険者等に係る医療費の保険給付	0
	その他の保険給付費	167,290		132,790
	審査支払手数料	45,910	保険給付費の審査支払手数料 (支払先:国民健康保険団体連合会)	(県) 45,380 (繰入) 530
	出産育児諸費	63,000	出産育児一時金 @ 500,000円/件	(繰入) 42,000
	葬祭諸費	13,500	葬祭費 @ 50,000円/件	
	結核精神諸費	44,870	一部負担金10%相当	(県) 44,870
国保事業費納付金	国民健康保険事業費納付金	5,815,000	国保事業費として県へ納付	1,086,350
	医療給付費分	3,868,960		756,340
	一般被保険者分	3,868,960		(県) 46,710
	退職被保険者等分	0		(繰入) 697,700 (諸) 11,930
	後期高齢者支援金等分	1,444,110		250,000
	一般被保険者分	1,444,110		(繰入) 250,000
	退職被保険者等分	0		
	介護納付金分	501,890		(繰入) 80,000
保健事業費	過年度精算納付金	40	令和5年度事業費納付金の精算納付金	(諸) 10
	保健事業費	202,580		202,580
	特定健康診査等事業費	132,630	医療保険者に義務付けられた健康診査及び 保健指導に係る事業費	(県) 114,770 (繰入) 17,860
	保健衛生普及費	29,010	レセプト点検、医療費通知などの保健事業	(県) 29,010
	疾病予防費	40,400	人間ドック受検者補助金 日帰り @15,000円、1泊2日@20,000円 他	(県) 40,400
	保険給付費貸付金	540	高額療養費貸付金	(諸) 540
その他	国保財政調整基金積立費	600		(財) 600
	諸支出金	68,710		40,440
	償還金及び還付加算金	39,220	保険税過年度還付金	(県) 8,250 (使) 2,700
	繰出金	29,490	直営診療所等の運営費等県交付金の繰出し	(県) 17,020 (繰入) 12,470
予備費		0		
合 計		22,013,520		

9 後期高齢者医療事業【健康福祉部】

(1) 後期高齢者医療の財源構成

後期高齢者医療の保険給付に係る費用は、後期高齢者医療保険料だけでなく若い世代からの支援金や、国・県・市の負担金により賄われています。



(2) 後期高齢者医療特別会計構成表

(単位:千円)

款		R6当初 A	R7当初 B	差 C=B-A	増減率 D=C/A
歳入	後期高齢者医療保険料	3,171,370	3,297,510	126,140	4.0%
	使用料及び手数料	430	460	30	7.0%
	繰入金	684,870	698,320	13,450	2.0%
	繰越金	89,440	114,560	25,120	28.1%
	諸収入	35,400	38,580	3,180	9.0%
	計	3,981,510	4,149,430	167,920	4.2%
歳出	総務費	21,640	29,580	7,940	36.7%
	後期高齢者医療広域連合納付金	3,824,080	3,970,460	146,380	3.8%
	保健事業費	31,020	34,260	3,240	10.4%
	諸支出金	3,920	3,920	0	0.0%
	予備費	100,850	111,210	10,360	10.3%
	計	3,981,510	4,149,430	167,920	4.2%

(3) 保険料

後期高齢者医療は2年に1度保険料率改定を行っており、令和6年度に令和6～7年度の改定を行っています。

ア 保険料率

項 目	R4-5	R6-7
所得割率	8.43%	9.45%
均等割額	40,907円	44,365円
限度額	66万円	80万円

イ 被保険者数と保険料の本市の状況

区 分	令和6年度	令和7年度	増減率
被保険者数見込	39,885 人	40,585 人	1.76%増
賦課総額	3,172,553 千円	3,297,236 千円	3.93%増
1人当たり保険料	79,542 円	81,242 円	2.14%増

(4) 保健事業

ア 国の方針に合わせ、保健事業を実施します（県広域連合からの委託事業）。

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（５年目）
事業内容	① 医療・介護・健診データ等の分析と課題の整理 ② 健診、レセプト等の結果からハイリスク者への重症化予防 ③ 高齢者が集う場（通いの場）でのフレイル※ ¹ 予防に着目した 集団指導、健康相談 ④ 電力スマートメーターを活用したフレイル検知※ ² （事業の企画調整・データ管理等） ※ ¹ フレイル：体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態 ※ ² 介護保険特別会計の介護予防・日常生活支援総合事業と共同で実施
予算額	34,260 千円
財源	県広域連合委託金（10/10）

イ 次の事業は、一般会計で実施しています。

事業名	後期高齢者健康診査事業
事業内容	国民健康保険で実施する特定健診と同じ 受診者数見込み 16,802 人
予算額	150,730 千円
財源	122,650 千円（県広域連合健診事業補助金）

事業名	後期高齢者医療人間ドック等助成事業
事業内容	国民健康保険で実施する人間ドック等助成と同じ（簡易脳ドック以外） 受診者数見込み 1,177 人
予算額	15,900 千円（補助金）、2,170 千円（負担金）
財源	8,820 千円（県広域連合健診事業補助金）

10 介護保険事業【健康福祉部】

(1) 第9期介護保険事業計画

令和7年度は、令和6年度から8年度までの3か年を計画期間とした「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の2年目になります。

ア 計画の概要

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見通しながら、第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において定めた「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、中長期的な視点のもとに、第8期までの取組みを更にシンカ（深化、進化）させる計画としています。

イ 高齢者・認定者等の状況

第9期介護保険事業計画に位置付けた計画値及び実績値は、以下のとおりです。

(ア) 第1号被保険者数（単位：人）

令和6年度		令和7年度	令和8年度
計画値	実績値	計画値	計画値
67,268	67,104	67,336	67,595

※実績値は9月末現在

(イ) 要支援・要介護認定者数（単位：人）

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
認定者数		13,077	12,651	13,306	13,516
内 訳	要支援1	1,430	1,435	1,453	1,475
	要支援2	2,816	2,720	2,862	2,904
	要介護1	2,377	2,395	2,417	2,457
	要介護2	2,188	2,021	2,229	2,263
	要介護3	1,499	1,440	1,527	1,552
	要介護4	1,627	1,587	1,659	1,685
	要介護5	1,140	1,053	1,159	1,180
認定率		19.4%	18.9%	19.8%	20.0%

※第2号被保険者は含まない。

※実績値は9月末現在

(ウ) 介護サービス利用者の見込み

(単位：人／月)

	令和6年度		令和7年度	令和8年度
	計画値	実績値	計画値	計画値
居宅サービス				
訪問介護	2,114	2,016	2,167	2,214
訪問入浴介護	163	129	167	172
訪問看護	1,537	1,509	1,578	1,614
訪問リハビリテーション	672	569	688	703
居宅療養管理指導	1,183	1,216	1,215	1,244
通所介護	2,553	2,470	2,612	2,666
通所リハビリテーション	871	752	891	910
短期入所生活介護	611	557	627	641
短期入所療養介護（老健）	94	84	96	99
短期入所療養介護（介護医療院）	6	1	6	6
福祉用具貸与	4,334	4,070	4,421	4,500
特定福祉用具購入	51	57	53	53
住宅改修	45	25	47	47
特定施設入居者生活介護	457	494	532	614
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99	85	102	104
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	1,107	987	1,131	1,152
認知症対応型通所介護	102	70	105	107
小規模多機能型居宅介護	93	85	98	99
認知症対応型共同生活介護	315	293	321	343
地域密着型特定施設入居者生活介護	128	120	132	134
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	113	116	150	150
看護小規模多機能型居宅介護	29	24	58	58
施設サービス				
介護老人福祉施設	928	941	928	928
介護老人保健施設	705	709	705	705
介護医療院	102	122	102	102
居宅介護支援				
居宅介護支援	5,567	5,226	5,675	5,776

※実績値は現物給付は7月サービス分、償還給付は8月支出決定分

※償還給付（福祉用具貸与、住宅改修）の単位は件/月

(エ) 介護予防サービス利用者の見込み

(単位：人／月)

	令和6年度		令和7年度	令和8年度
	計画値	実績値	計画値	計画値
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	8	5	9	9
介護予防訪問看護	329	357	334	338
介護予防訪問リハビリテーション	257	224	261	265
介護予防居宅療養管理指導	109	109	111	112
介護予防通所リハビリテーション	434	365	441	447
介護予防短期入所生活介護	37	42	37	38
介護予防短期入所療養介護（老健）	3	4	3	3
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	1	0	1	1
介護予防福祉用具貸与	2,370	2,382	2,407	2,443
特定介護予防福祉用具購入費	34	32	35	35
介護予防住宅改修	30	18	30	30
介護予防特定施設入居者生活介護	47	45	55	62
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	4	0	4	4
介護予防小規模多機能型居宅介護	16	5	16	17
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	2	3	3
介護予防支援				
介護予防支援	2,719	2,713	2,762	2,802

※実績値は現物給付は7月サービス分、償還給付は8月支出決定分

※償還給付（福祉用具貸与、住宅改修）の単位は件/月

ウ 第1号被保険者の所得段階別保険料

段階	対象者	令和6～8年度	
		料率	年額(円)
第1段階	生活保護を受給している方、または、老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が住民税非課税の方、または世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80.9万円以下の方	0.455 (0.285)	31,550 (19,760)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80.9万円超120万円以下の方	0.685 (0.485)	47,510 (33,630)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階から第2段階に該当しない方	0.69 (0.685)	47,850 (47,510)
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80.9万円以下の方	0.9	62,420
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方で、第4段階に該当しない方	1.0	69,360
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	83,230
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	90,160
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	104,040
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	1.7	117,910
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が430万円以上520万円未満の方	1.9	131,780
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	145,650
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.2	152,590
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上840万円未満の方	2.3	159,520
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が840万円以上の方	2.4	166,460

※ 上記()は、低所得者保険料軽減適用後

(2) 介護保険特別会計の構成

		(歳入)	(単位：千円)
令和7年度		区 分	予算額
○ 一般会計から繰入	→	事務費等充当財源	209,390
		事務費繰入金	208,250
		使用料及び手数料	850
		諸収入	290
○ 保険給付費、地域支援事業費の23%を第1号被保険者が負担	→	給付費等充当財源	23,847,550
○ 保険給付費の20%（施設等給付費については15%）を国が負担	→	介護保険料	4,711,350
		国庫負担金	4,159,500
○ 第1号被保険者の年齢階層、所得分布状況等を考慮し、保険給付費等の5%相当を国が負担	→	国庫補助金	1,723,570
○ 地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費の20%を国が負担	→	調整交付金	1,473,260
○ 地域支援事業費のうち、包括的支援事業・任意事業費の38.5%を国が負担	→	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	184,450
		地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	13,110
○ 保険者の高齢者自立支援等の取組状況により交付額が決定される	→	保険者機能強化推進交付金	16,130
		介護保険保険者努力支援交付金	36,620
○ 保険給付費の27%を第2号被保険者が負担。社会保険診療報酬支払基金が交付	→	支払基金交付金	6,395,500
○ 地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費の27%を第2号被保険者が負担	→	介護給付費交付金	6,146,240
○ 保険給付費の12.5%(施設等給付費については17.5%)を県が負担	→	地域支援事業支援交付金	249,260
		県負担金	3,238,760
○ 地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を県が負担	→	県補助金	121,830
○ 地域支援事業費のうち、包括的支援事業・任意事業費の19.25%を県が負担	→	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	115,280
		地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	6,550
○ 基金運用収入	→	財産運用収入	1,740
		介護保険給付準備基金積立利子	1,740
○ 保険給付費の12.5%を市が負担	→	一般会計繰入金	3,163,450
		介護給付費繰入金	2,845,480
○ 地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を市が負担	→	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	115,280
○ 地域支援事業費のうち、包括的支援事業・任意事業費の19.25%を市が負担	→	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	13,380
○ 低所得者保険料軽減に対する公費負担分	→	低所得者保険料軽減分	189,310
○ 介護保険給付準備基金積立金の取崩し	→	介護保険給付準備基金繰入金	331,750
○ 地域支援事業の利用料等	→	諸収入	100
○ 返納金等雑入	→	地域支援事業費雑入	90
		雑入	10
		合 計	24,056,940

(歳出)

(単位：千円)

区 分	予算額	
事務費等	194,100	
総務費	194,100	
総務管理費	8,650	
徴収費	27,200	←○ 保険料賦課徴収に係る事務費
介護認定審査会費	158,250	←○ 介護認定に係る事務費
給付費等	23,861,840	
保険給付費	22,763,880	←○ 令和6年3月から令和7年2月利用分
介護サービス等諸費	20,820,780	←○ 要介護認定者が利用する下記サービスに対する保険給付費
		1 居宅介護サービス(11種類)
		(1) 訪問介護(ホームヘルプサービス)
		(2) 通所介護(デイサービス) 他9種類
		2 地域密着型サービス(9種類)
		(1) 認知症対応型通所介護
		(2) 小規模多機能型居宅介護 他5種類
		3 施設介護サービス(3種類)
		(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
		(2) 介護老人保健施設
		(3) 介護医療院
		4 特定福祉用具購入
		5 住宅改修
		6 居宅介護支援(ケアプラン作成)
介護予防サービス等諸費	902,420	←○ 要支援認定者が利用する上記サービス(一部サービスは除く)に対する保険給付費
審査支払手数料	21,290	←○ 国保連合会への審査支払手数料
高額介護サービス等費	476,200	←○ 利用者自己負担上限超過分の支給
高額医療合算介護サービス等費	63,020	←○ 上記に医療費を勘案した超過分の支給
特定入所者介護サービス等費	480,170	←○ 介護保険施設利用時等の食費・居住費軽減に対する補足的給付
地域支援事業費	963,240	←○ 介護予防事業や地域における包括的な相談及び支援体制の構築等を推進するための事業費
介護予防・日常生活支援総合事業費	922,250	←1 介護予防・生活支援サービス事業費 913,320
		2 一般介護予防事業費 2,420
		3 その他諸費 6,510
包括的支援事業・任意事業費	40,990	←1 地域包括ケアシステム構築事業費 1,140
		2 任意事業費 33,900
		3 認知症総合支援事業費 5,950
介護給付準備基金積立金	1,740	←○ 基金利子相当分の積立
償還金及び還付加算金	7,890	←○ 保険料過年度還付金等
繰出金	125,090	←○ 一般会計繰出金(重層的支援体制整備事業対象事業に充当する介護保険料相当分等)
予備費	1,000	
合 計	24,056,940	

1 1 - 1 交通安全施設等整備事業【交通部・建設部】

(1) 交通安全対策事業（防災安全）【建設部】

(単位：千円)

位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
1	市道 2058・2068 号線	清水 1・2 丁目	27,910	交差点改良 ・ 工事費 (L=80m)

(2) 単独交通安全施設等整備事業【交通部・建設部】

(単位：千円)

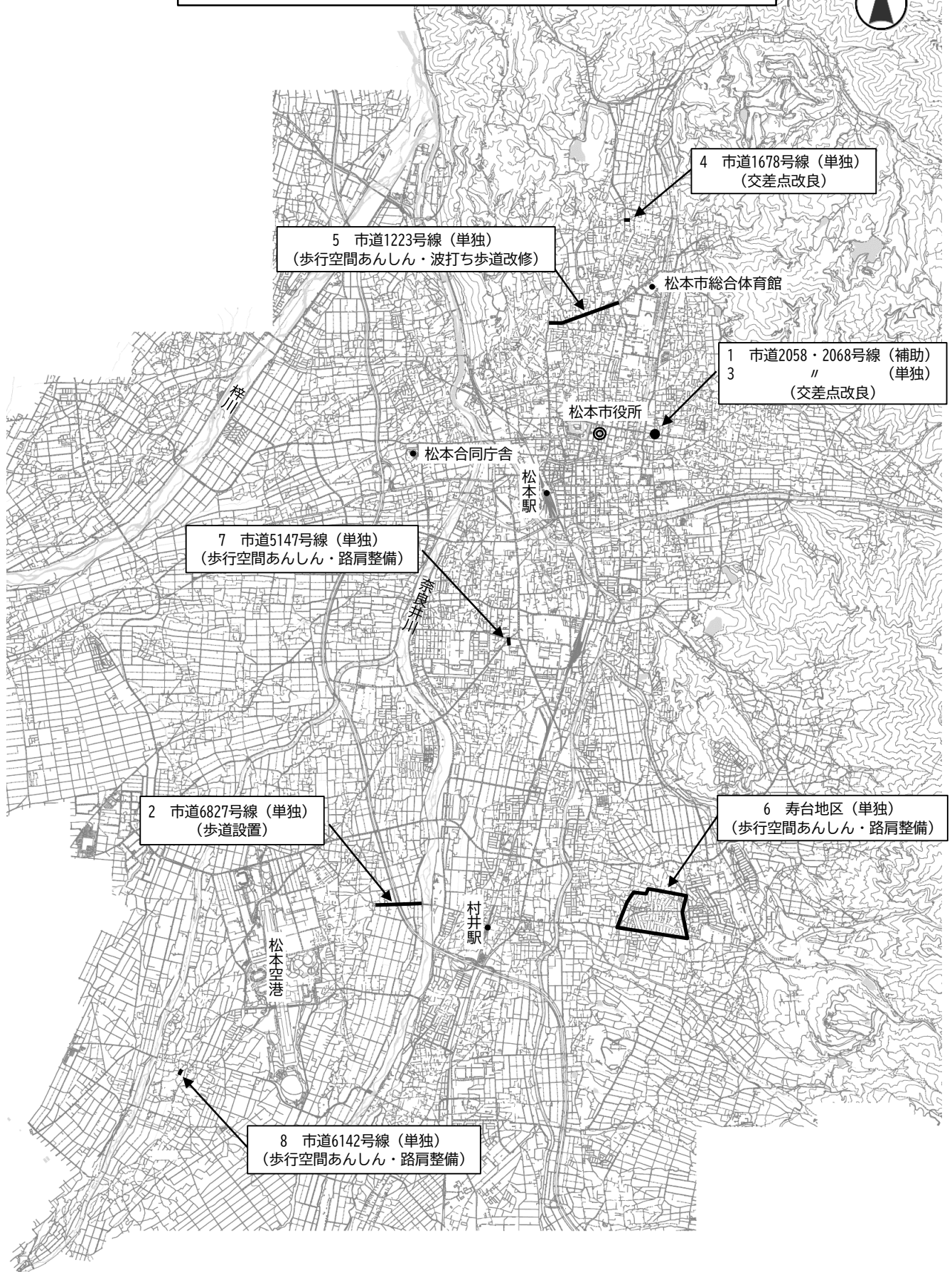
位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
—	市内一円	—	67,650	交通安全対策 ゾーン 30 対策 ・ 工事費・用地費・補償料 ・ 委託料・消耗品費
2	市道 6827 号線	笹賀	18,630	歩道設置 ・ 手数料・委託料
3	市道 2058・2068 号線	清水 1・2 丁目	1,380	交差点改良 ・ 工事費・補償料
4	市道 1678 号線	岡田下岡田	12,020	交差点改良 ・ 手数料・用地費・補償料

(3) 歩行空間あんしん事業【建設部】

(単位：千円)

位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
5	市道 1223 号線	桐 2 丁目他	20,000	波打ち歩道改修 ・ 工事費 (L=430m W=1.5m)
6	寿台地区	寿台	15,000	路肩整備 ・ 工事費 (L=300m)
7	市道 5147 号線	高宮	6,950	路肩整備 ・ 工事費 (L=35m)
8	市道 6142 号線	今井	2,800	路肩整備 ・ 委託料 (測量)

交通安全施設等整備事業 位置図



1 1 - 2 道路橋りょう新設改良事業【建設部】

(1) 道路改良事業

ア 国庫補助事業（地方創生推進）

（単位：千円）

位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
A-1	市道 5005 号線	笹部 4 丁目	23,820	委託料

イ 単独事業

（単位：千円）

位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
C-2	市道公民館舞宮線	中川	27,880	（過疎対策） 工事費(L=140m W=4m) 補償料
A-3	市道 1699 号線	島内	22,920	用地費・補償料
A-4	市道 1035・1054 号線	島内	151,320	工事費(L=210m W=9m) 委託料・用地費・補償料
A-5	市道 1054 号線	島内	193,740	工事費(L=120m) 用地費・補償料
A-6	市道 1847 号線	島内	30,010	工事費(L=90m W=4m)
B-7	市道 7578 号線	新村	35,580	工事費(L=170m W=4m) 委託料・補償料
B-8	市道 7581 号線	和田	11,400	用地費・補償料
B-9	波田中巾 地区計画道路	波田	26,510	工事費(L=72m W=4m) 委託料・補償料
B-10	市道梓川 538 号線	梓川梓	46,000	工事費(L=110m W=9m) 用地費
C-11	市道本町西線先線	会田	12,040	手数料・委託料・用地費
A-12	市道 5005 号線	笹部 4 丁目	1,630	手数料・委託料
A-13	市道 5510 号線	平田東 2 丁目	10,770	委託料
A-14	市道 3669 号線	中山	23,790	工事費(待避所設置) 手数料・用地費・補償料

B-15	市道 7158・7159 号線	神林	66,970	工事費(L=254m W=6.5m) 補償料
B-16	市道 6667 号線	今井	21,660	手数料・委託料・用地費・ 補償料

(2) 橋りょう新設改良事業

ア 国庫補助事業（地方創生推進・道路メンテナンス）

（単位：千円）

位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
A-17	市道 7553 号線 （月見橋）	笹部 島立	518,810	工事費(橋りょう下部工 等) 補償料・借上料
	橋りょう長寿命化 （修繕）	市内一円	277,090	工事費(補修 4 橋)
C-18	橋りょう長寿命化 （更新）淀ヶ沢橋	赤怒田	43,180	工事費(橋りょう下部工) 借上料・委託料・用地費 補償料

イ 単独事業

（単位：千円）

位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
D-19	市道沢渡 2 号線 （湯川 1 号橋）	安曇	120,300	（辺地対策） 工事費(橋りょう下部工) 委託料・用地費・補償料
A-20	市道 7553 号線 （月見橋）	笹部 島立	2,500	手数料・工事費
C-21	橋りょう長寿命化 （更新）淀ヶ沢橋	赤怒田	350	手数料
B-22	市道 8114 号線 （巾下橋）	島内	7,080	委託料
A-23	市道 5533 号線 （井川城歩道橋）	井川城 3 丁目	18,810	工事費(L=7.5m W=1.8m)

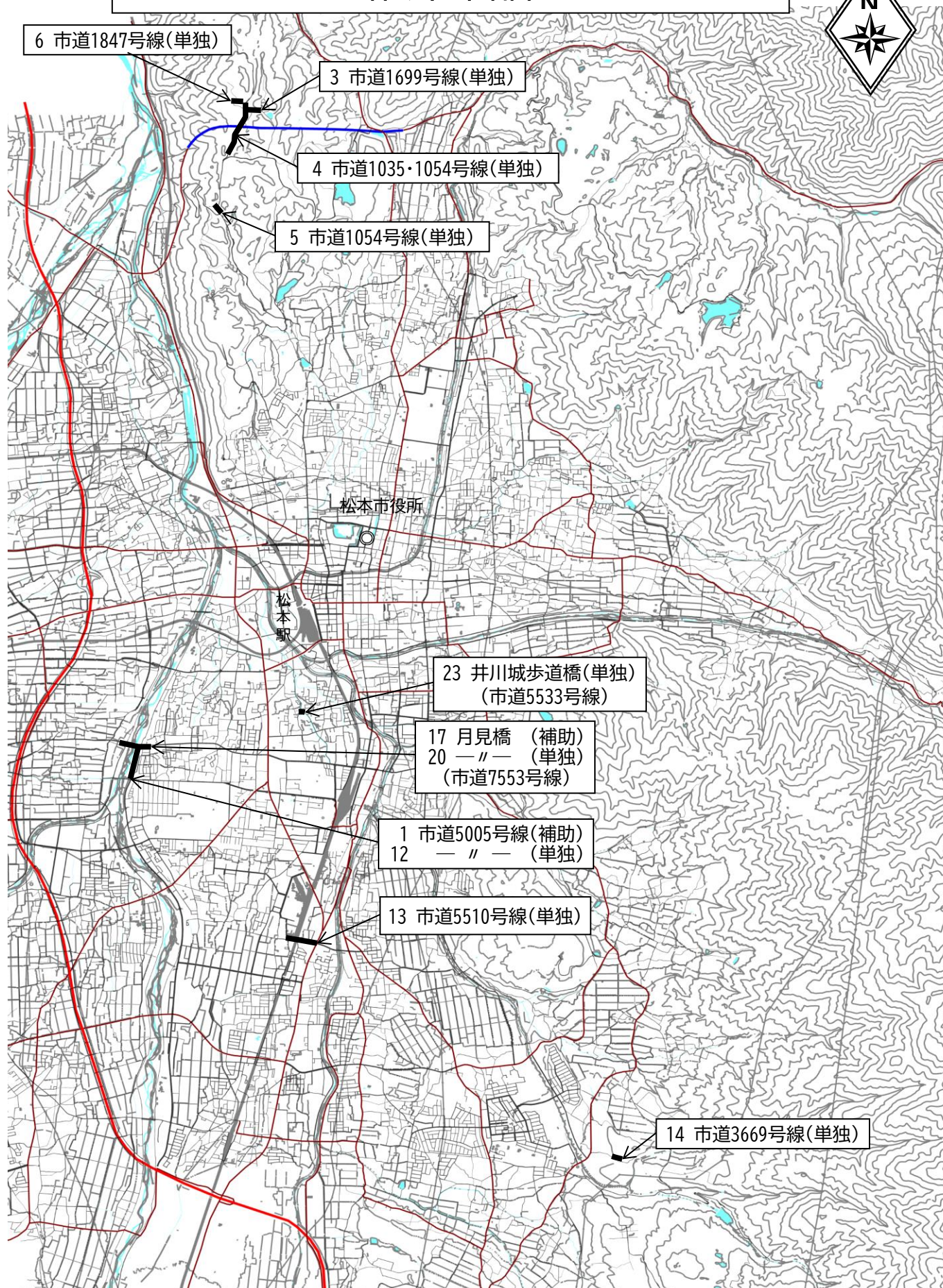
(3) 県施行道路事業負担金

ア 県単独道路事業 [負担率 15%]

（単位：千円）

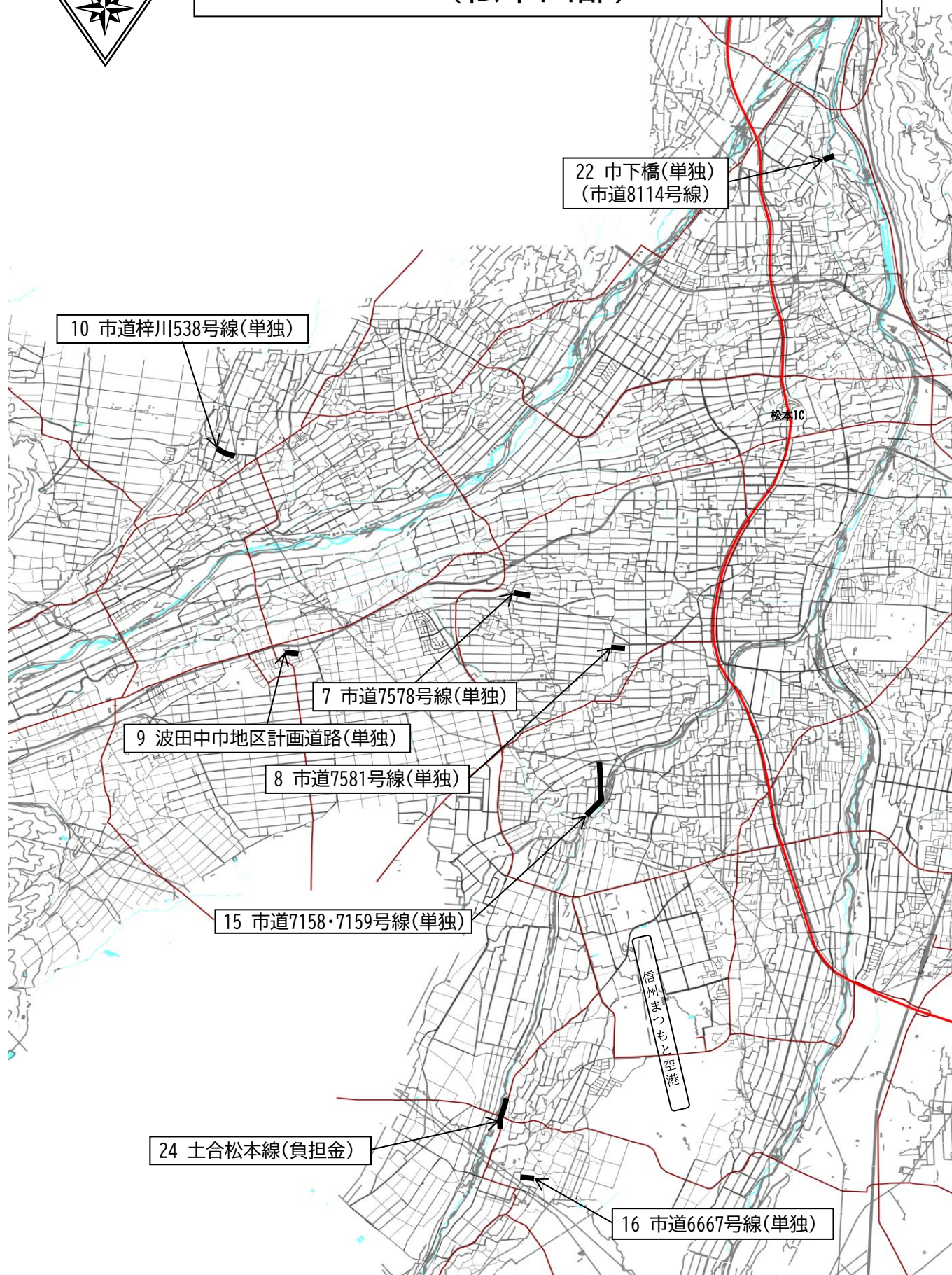
位置図 番 号	路線名	住居表示	市負担額
B-24	土合松本線	今井	149

道路橋りょう新設改良事業 位置図 A (松本東部)

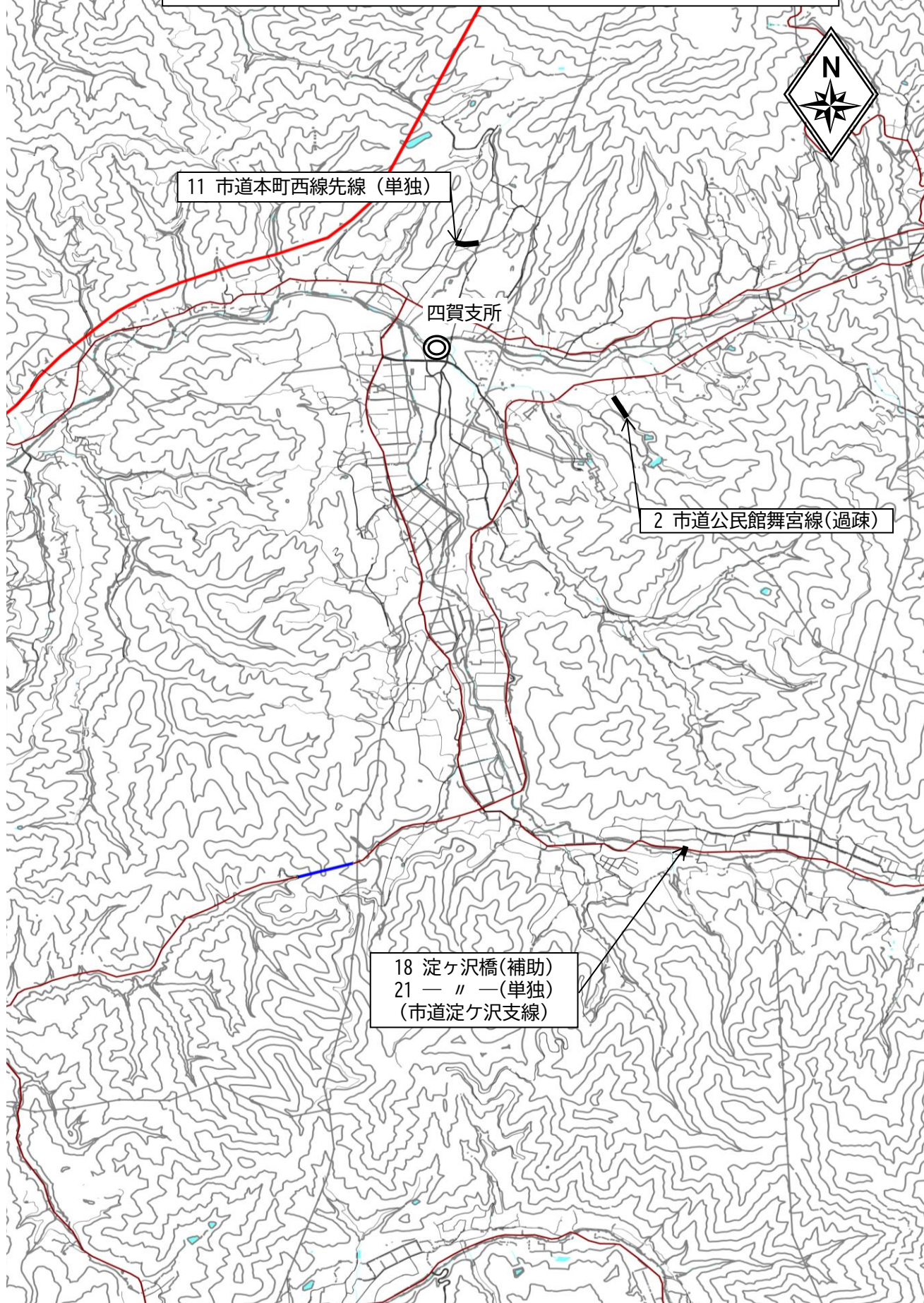




道路橋りょう新設改良事業 位置図 B (松本西部)



道路橋りょう新設改良事業 位置図 C (四賀地区)



道路橋りょう新設改良事業 位置図 D
(安曇地区)



19 湯川1号橋 (辺地)
市道沢渡2号線

沢 渡

白骨温泉

乗鞍高原

1 1 - 3 街路整備事業【建設部】

(1) 国庫補助事業（都市構造再編集集中支援・防災・安全交付金）（単位：千円）

位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
街 1	中条白板線	白 板	285,720	工事費 (橋りょう上部工・下部工) 借上料(仮橋等)
街 2	出川浅間線	里山辺	237,070	用地費・補償料・委託料(調査) 工事費(橋りょう下部工)
街 3	小池平田線	深志～庄内	271,500	用地費・補償料 委託料(設計・調査)
街 4	博労町栄町線	本 庄	306,000	用地費・補償料 委託料(設計)

(2) 単独街路事業（単位：千円）

位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
街 1	中条白板線	白 板	4,680	工事費・委託料(調査) 補償料・手数料
街 2	出川浅間線	里山辺	21,230	工事費・委託料(調査) 用地費・補償料・手数料
街 3	小池平田線	深志～庄内	14,970	工事費・委託料(測量・調査) 用地費・補償料・手数料
街 4	博労町栄町線	本 庄	11,910	工事費・委託料(調査) 用地費・補償料・手数料
街 7	松本駅北小松線	県	20,560	工事費・委託料(測量) 補償料

(3) 県施行街路事業負担金

ア 国庫補助事業 [負担率 10%]

(単位：千円)

位置図 番 号	路線名	住居表示	市負担額
街 5	出川双葉線	出川～双葉	14,000
街 6	宮渚新橋北小松線	清水～惣社	20,000
街 7	松本駅北小松線	県	5,000
街 8	芳野双葉線	双葉	15,000

イ 県単独街路事業 [負担率 15%]

(単位：千円)

位置図 番 号	路線名	住居表示	市負担額
街 6	宮渚新橋北小松線	清水～惣社	1,350
街 7	松本駅北小松線	県	1,512
街 9	内環状南線	鎌田～中条	600
街 10	松本駅北小松線	松本駅前	1,049

1 1 - 4 雨水渠改良事業【建設部】

(単位：千円)

位置図 番 号	路線名	住居表示	事業費	事業内容
雨 1	田川第一雨水幹線	渚	293,230	工事費（雨水渠新設） 用地費・補償料・手数料
雨 2	丸の内排水区雨水 幹線	丸の内～大手	12,970	工事費（舗装本復旧）
	内水浸水想定区域 図作成	奈良井川右 岸の市街地	18,960	委託料（計画策定支援）

